

(未来とよなか代表質問)

少子・高齢化、人口減少社会に本格的に突入していくなかにおいては、これまでのように変化に対応するだけでは常に行動が後手にまわることになり、課題の根本的な解決にはなりません。お金がないことを理由にするのが常態化し、市民や市職員の間にも疲弊感がつのり、その行き場のない不満のようなものが蔓延しているのが今の状況ではないでしょうか。今、求められているのは未来の豊中像を市民に示し、そのために今何をすべきかということでもあります。

物事の視点には短期視点と中長期視点があります。今、目の前の課題に対しては今ある法令や制度を活用して対処していくことが妥当であるとは思いますが、決してその現状に対処する延長線上に未来があるわけではありません。

私は青少年を対象とした野外活動の指導者をしておりませんが、山の中で地図とコンパスを持って進むべき道を探さなければならないときに必ず教える事があります。それはコンパスばかりを見て歩いてはだめだということです。コンパスを見ているだけだと、少しずつ目指すべき方角がずれていくことが多いのです。しかもずれていることにはすぐに気づかず、かなり進んでからしか気づかない事が多いのです。ではどうすればよいか。コンパスで目指すべき方角を見定めたならば、その方角の少し遠目にある具体的な目標物を見定め、それに向かって歩いていくのです。

豊中市総合計画というものは、そういう意味では目指すべき目標のはずではありませんが、これを見たときに果たしてどのぐらいの市民が具体的な豊中の未来像を思い描くことが出来るでしょうか。ここに書かれている言葉は非常に抽象的であり、具体性に乏しく、また実施計画では今ある事業などをそれぞれの分野に当てはめただけに見えてしまいます。

これからの豊中のあり方を考えるのは市民の信託を受けた政治家たる市長や市議会の重要な役目であると考えます。現状の法令や方針・計画などに即した出来る出来ないといった答弁が欲しいのではなく、あるべき姿について議論したいと思います。そして共有出来るあるべき姿については、制度改革が必要ならば共に国や府など関係機関にも働きかけて行きたいと思います。

ここでは、そういった視点で順次質問を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【財政運営における借金のあり方について】

（質問）

人口減少・高齢社会においては今の行政や公共のあり方を前提とすると現役世代の税負担がこのままでは重くなっていきます。さらに借金をしての運営となると、将来の税収の前借りとなりますのでこれも現役世代が返していかなければならなくなり世代間の負担の公平性からも問題があります。さらに、借金の割合が増えると税収の中から利払いに当てなければならない割合が増加し、本来の事業に振り向ける財源が相対的に減少します。また、お金の流れの側面からみると、借金の利払いは金融機関や金融機関等を通じて資金供給元、つまり金融資産保有者に流れることから、税制度が本来的に持っている所得の再分配機能が損なわれることとなります。これらのことをふまえて、財政運営における借金のあり方をどのように考えておられるかお聞かせ下さい。

＜答弁＞

財政運営における借金、すなわち地方債のあり方についてお答えいたします。

地方債には、施設の耐用年数に応じて建設費の平準化させるという、住民負担の世代間の公平性の確保の機能があります。

その一方で、残高を多く残すと後年度の利子のしはらいが大きくなるなど、将来世代に財政的負担を残すものであるともいえます。

そのため、本市では、「プライマリーバランスの均衡の堅持」を新大綱達成プランで目標として掲げており、平成 16 年度以降黒字を堅持し、地方債残高を減らしてきたところであります。平成 24 年度予算では、第 3 セクター等改革推進債の発行等の要因により達成に至っておりませんが、特殊要因を除けば黒字を維持しているものと考えており、引き続き地方債残高の減少に努めてまいりたいと考えております。

地方債の利払いを資金の流れから見た場合、ご質問にありました側面もあるかと存じますが、所得の再分配機能につきましては、本来税制度が役割を担っているものと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【人口減少社会のまちのあり方について】

(質問)

人口減少社会を見据えた場合に、税収が減少していくことが容易に想像できます。その際、たとえば道路であるとか下水道のようなインフラ整備や維持に要する費用、経済学で言うところの固定費を減少させることは出来るのでしょうか。それらをインフラの長寿命化で対処するというのは根本的な解決ではなく、単なる問題の先送りでしかありません。やはりこれらの固定費に関しても税収に併せて減少させていくことが今後必要になります。そのためには、広がったインフラネットワークを縮小させることこそが根本的な解決となります。言い換えれば人口が減少していくにあたって、市民がどこに住むべきか住まざるべきかということが問われてくるのではないのでしょうか。このことについて考えをお聞かせ下さい。

<答弁>

私からは、人口減少に伴い、固定費の軽減とインフラネットワークの結節点に位置する住宅都市として発展してまいりました。また、市域全域が、道路や公園の整備とともに、住宅や店舗、工場などの計画的に整備を図る市街化区域となっております。とりわけ、下水道につきましては、全国でもいち早く整備に着手され、高い普及率に至ることができました。これも先人の弛まない努力の賜物と感謝しております。

第三次総合計画基本構想におきましては、人口減少社会を前提にしつつ、引き続き質の高い住宅都市としての性格を基本に、ゆとりある住環境整備や、活力ある産業が育つ都市づくりを目指すこととしております。

したがって、税収のげんしゅうに合わせ、より一層の都市基盤の効率的な維持管理に努める一方で、ご質問にある、道路や下水道などのインフラネットワークの縮小や、住居地の誘導につきましては、私は、市民生活の質の低下を招くとともに、本市のとしとしての基本的な機能をも喪失させるものと懸念をしております。

【住み方と社会の関係について】

(質問)

人は就職、結婚、子育て、子供の独立といった、いわゆるライフステージに合わせて住宅として必要な広さや場所が変わる事が言われていますが、日本では持ち家比率が高く、ライフステージに合わせた住み替えがあまり進んでいないと言われます。人口が減りつつも住宅の密度がそれほど下がっていない原因として世帯あたりの人数が減少していることが言われますが、このことは地域コミュニティの視点で見ても無視できないと思われませんが、このことについてどう考えておられるかお聞かせ下さい。

経済が発展した国や地域はたいてい少子化になっていますが、急速に少子化する場合には何か他に原因があるはずですが。中国においては一人っ子政策によって日本を上回る勢いで少子化が進んでいるそうですが日本における少子化のそもそもの原因は何なのか、私なりに分析してみますと、高度経済成長期にちょうど戦後のベビーブーム世代が社会へ出て行くことと重なり、都市部への人口流入が大きくなりました。しかし、それに対応できるほどの住宅が量的に不足していたことから国においても公団を活用するなどして大規模な集合住宅やニュータウンなどが整備されていきました。この頃、いわゆる2DKタイプの住宅が都市部においては標準的な住宅となっていたのではないのでしょうか。ここに原因があるのではないかと私は感じています。個人的な話になりますが、私は現在2LDKの集合住宅に住んでおります。今年の6月には3人目が生まれる予定となっておりますが、今の広さでは非常に窮屈な生活となってきました。つまり、住宅の広さが子供を育てられる数にも影響していると思うのです。勿論経済的に余裕があれば広いところへ移り住むことも出来るわけですから、子育て世代の経済状況が主要な原因であることは言うまでもありませんが、同時に住宅環境が大きく影響していると思うのです。少子化対策というものを考えた場合に、子育て世帯にとって住宅がどうあるべきかということが問われると思いますがこのことについて考えをお聞かせ下さい。

<答弁>

ご質問のうち、世帯あたりの人数が減少していることについてお答えいたします。

本市の一世帯あたりの構成人数は、平成 22 年の国勢調査によりますと、2.30 人で、10 年前の同調査と比較しますと、0.15 人のマイナス、率に直しますと約 6%の減少となっております。

減少の主な要因といたしましては、単身世帯がこの 10 年間で 7,919 世帯、率にしまして約 17%の増加となっております。また、ひとり親家庭は、2,787 世帯で、約 20%の増加となっております。

このように、本市における家庭形態をめぐりましては、10 年間で大きく変化しております。そのため、平成 23 年にスタートしました総合計画後期基本計画では、子育て・子育てへの支援や高齢者の生きがいづくりなど、人口減少や、少子・高齢社会に対応した新たな施策の推進を図ることといたしましたのでよろしく願いいたします。

【財政的に持続可能な交通について】

（質問）

人口減少が始まっている多くの自治体においては人口急増期に拡張してしまった市街地に市民がまばらに居住している状態になっております。そのため、主にはバス事業などでそれに対する取り組みが行われはじめています。37平方km足らずに39万人が居住する本市においては、税金を投入してのそのような取り組みは必要ないと現時点では考えておりますが、もし仮にするとっても税金を投入しない持続可能な運営方法を模索していただきたいと思っております。交通の便利な地域は地価が高く、不便な地域は地価が安いということは社会の常識であります。言い換えれば、交通の利便性を求める人は土地の価格でそれに見合う対価を支払っているわけであり、交通の不便な地域のために税金を投入するのは二重負担となるため公平性の観点から問題があります。このことについて考えをお聞かせ下さい。

＜答弁＞

ご質問の内、財政的な持続可能な交通についてお答えいたします。

一般的に、交通の便利な地域に住む人からも、不便な地域に住む人からも等しく税金を徴収し、その費用を既存の交通施設の維持管理に支出すると共に、新たな利便向上の施策に投資することは行政の役割と考えています。

ただし、事業実施に際しましては、費用対効果を十分精査し、持続可能な事業とすることが必要と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【親子三世同居・近居について】 【市民に職住近接をすすめることについて】

(質問)

戦後、先ほど申し上げた様な住宅事情もあいまって核家族化が急速に進展し、今では当たり前ようになっております。このことと、家庭の経済状況や女性の社会進出も関係していますが、共働きの世帯が増加しております。このことは子供の数が減少しているにもかかわらず、また、保育所の定員を増加させているにもかかわらず待機児童が減らないという現象につながっております。子育て支援をし、子供を産み育てやすい社会を作っていかなければ明日の日本は存在し得ないという意味では、ある一定税金をかけて取り組まなければならないとも思いますが、同時に人口減少社会において税金を使うことばかりを考えては未来は無いとも思います。そういう意味では今一度、昔のライフスタイルを振り返ってみても良いのではないかと思います。それは親子3世代同居・近居であります。人口増加時には地価の上昇も相まって同居・近居といっても非現実的だったと思われませんが、人口減少・地価下落しているこれからならこういったライフスタイルを推奨していくことも可能だと思いますが考えをお聞かせ下さい。

豊中は大阪中心部からの交通の利便性が高く、ベッドタウンとして高く評価をされてきました。しかし一方で、寝るために帰るだけの市民を多く作り出すことにもなり、今ではコミュニティの崩壊という問題以外にも多くの弊害をもたらしています。この状況を変えていかなければ未来はないと思いますが、そこでお伺いいたします。職住近接という言葉があります。これは職場と住居が近いことですが、メリットとしては、地元への関心が高まりコミュニティの形成につながる、通勤時間の短縮につながりワークライフバランスの改善につながる、通勤による環境負荷の減少につながるなどがあげられます。これからの社会を考えた際にはこの職住近接というライフスタイルを推奨していくことが必要ではないかと思いますが考えをお聞かせ下さい。

<答弁>

未来の豊中像に関する質問のうち、子育て世帯にとっての住宅のあり方、親子3世代同居・近居、職住近接についてのご質問にお答えいたします。

第3次豊中市総合計画基本計画におきましては、住まいの確保を支援する取り組みの推進としまして、「居住ニーズに対応した住宅確保の支援・促進」を主な取り組みに掲げ、ライフスタイルやライフステージに応じて多様化する住まい方へのニーズに対応し、公的住宅や民間住宅の誘導などを通じて、多様なタイプや規模の住宅を促進することとしております。

今後とも、市営住宅の運営や、公的住宅及び民間住宅ストックの活用などを通じて、あらゆる世帯が多様な選択肢のなかから居住ニーズに合った住宅を選べるように、適切な居住水準が確保され、多様性に富んだ住宅ストックの形成に努めてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

すぐに答えの出せるような質問ばかりではなく、少々意地の悪い質問もあったかと思えます。最初に申し上げましたように、人口が増加していく社会と減少していく社会では根本的に発想を変えていかなければならない部分が多々出てくると思います。しばらくは依然として豊中は人気の高い地域であると思えますので、都心回帰の動きも相まって人口規模を維持することができるのかなと思えますが、その先にはやはり人口減少が起こるものと思えます。根本的に発想を変えていかなければならないということは、これまでのように、変化に対応するという受け身の取り組みではなく、むしろ変化を先取りし、どのように変化させていくかという積極的な姿勢が問われてきます。現状の法令などで自治体にとりうる方法には限界もありますが、最初からあきらめてしまつては持続可能な行政運営は出来なくなるものと思われます。これからも機会のあるごとにそういった視点で未来の豊中を議論していきたいと思えます。今回はこの程度でとどめておきます。

【豊中を「訪れてみたい」まちにすることについて】

(質問)

施政方針の豊中を「訪れてみたい」まちにすることについてお尋ねします。
施政方針説明要旨9ページに、39万都市のリーダーとして、豊中を「訪れてみたい」まちにしたい旨の記述がありますが、具体的にどのような施策を行うのか、訪れていただくために豊中に必要なことは何なのかを教えてください

<答弁>

豊中を訪れてもらう取り組みに関するご質問にお答えいたします。

現在、本市は、「人と文化を育む創造性あふれるまち」など、第3次総合計画に掲げる将来像の実現に向け、さまざまな施策を展開しております。

これまでにも、空港を活かしたまちづくりをはじめ、科学のまち、音楽あふれるまち、救命力世界一宣言など、豊中の良さを実感していただける具体的な取り組みを進めてまいりました。

今後におきましては、より多くの人に、この豊中を訪れてみたいと思ってもらうために、本市の多彩な地域資源を最大限に活用し、豊中らしい賑わいを創りだし、その魅力を広く内外に発信していくことが重要であると認識しております。

したがって、平成24年度におきましては、新たに「(仮称)豊中まちなかクラシック」などの事業を実施するとともに、「(仮称)るるぶ豊中」の発行協力を行い、豊中の魅力の創造と発信をより一層進めてまいりますので、よろしくご依頼申し上げます。

(質問)

市としては様々な資源、アイデアで「訪れてみたい」まちにしていくということで理解をさせていただきました。

ところで豊中市は高校野球、高校ラグビー発祥の地であり手塚治虫生誕の地でもあります。高校野球は甲子園、高校ラグビーは花園、手塚治虫さんに関しては宝塚記念館というそれぞれに有名な場所がありますが、今後もこれらを「訪れてみたいまち」にするために活かしていく、施策を打っていくおつもりがあるか教えてください。特に手塚治虫さんについては23年度約550万円、24年度予算でも400万円のライセンス料が計上されていますので詳しくお聞かせ下さい。

<答弁>

豊中を「訪れてみたい」まちにすることについての再度のご質問にお答えいたします。

本市出身の漫画家・手塚治虫さんにつきましては、本年度、市政施行75周年記念事業として、岡町図書館に手塚治虫文庫を開設したほか、宝塚市の手塚治虫記念館と連携し、カラー版画展をかいさいしたところでございます。また、救命力世界一をPRするため、鉄腕アトムロゴマークも製作するなど、手塚治虫さんを顕彰し、合わせて豊中の魅力を発信する様々な事業を実施いたしました。

平成 24 年度におきましては、「手塚治虫文庫」を、千里図書館をはじめ市内の 4 図書館において巡回し、開設する予定にしております。また、消防本部においても、引き続きロゴマークの活用を予定しているところでございます。

高校野球・ラグビー・サッカーの発祥の地につきましては、豊中の歴史を語る上で大切な財産であると考えております。また、現在においても、市内高校には、チアリーディングや野球、ダンスフェスタなど、全国的にも誇れる活動が盛んであり、本市は、古くから現在にいたるまで、高校生に関するエピソードが豊富なまちであると認識しております。

したがって、今後におきましては、高校生が元気なまちを積極的に PR するなど、こうした地域資源をうまく活かしながら、豊中の魅力の創造と発信に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

都市としての活力を生み出すためにも多くの方に豊中市を訪れていただく必要性は極めて大きいと思います。訪れていただく豊中市のブランドづくりは急務であります。政策企画部にはあり方が問われる組織もありますが、都市活力創造室につきましてはその果たす役割は非常に重要だとおもいます。今後、同室を中心に豊中ブランドの創出に全力で取り組んでいただくよう強く要望いたします。

【補助金事業のゼロベースでの見直しについて】

(質問)

補助金事業のゼロベースでの見直しについて伺います。現在、豊中市が行っている補助金事業は金額の大小問わず、どれくらい存在し、トータルの費用はいくらぐらいになっているのでしょうか。それらの事業一つ一つは、全て厳格に、明確に、適正に事業内容の把握はもちろんのこと、事業の効果、有効性、必要性を随時、検証されているのでしょうか。

<答弁>

市の出資法人等4つの団体への団体補助金につきましては、平成24年度予算案において、8344万4千円であります。それらを除く、各種団体の公益的事業に対する市の補助といたしましては、1974万円であります。

これらの補助金については、補助金等交付規則にもとづいて交付するものであり、それぞれ交付要綱を定め、各所管課が交付要綱で規定された補助対象経費について事業計画書等の必要書類を添えた申し込みを受け付けたのち、提出書類を審査して交付決定しております。補助対象事業の内容につきましては、各所管課で把握いたしますとともに、補助金の有効性・効率性の確保のため必要と思われる事項についても、定期・随時に確認行為を行っているところでありますので、よろしく願いいたします。

(質問)

補助金事業のゼロベースでの見直しについてですが、定期・随時に確認行為を行っておられるとのことですが、実際に使途に問題があったり、使用されないなどの理由で、補助金を返還させる仕組みは構築されているのでしょうか。そもそも、補助金の交付や補助金事業の有効性については、各所管課の判断に全て委ねられているのが現状のようで、各所管課の判断の妥当性については全く審査がされていないように思います。そこで、一度、現在、市が行っている全ての補助金事業において、第三者的な立場の方々によるゼロベースでの見直しを目的にした(仮称)豊中版補助金仕分けを実施してはいかがかと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

事業の見直しにかかわります再度のご質問にお答えします。

まず、補助金の返還につきましては、補助金等交付金規則にもとづき、交付後に交付の決定の全部または一部を取り消す事由に該当することが判明した場合、適正に補助金の返還を求めることとしております。

次に補助金事業の見直しにつきましては、現在、全事務事業の体系整理を行ったところであり、事業計画システムと財務会計システム等を連携させた「統合型データベース」活用によるPDCAマネジメントサイクルを構築し、本格運用に移行するところであります。

したがって、現時点の重点課題として補助金事業のみを対象とした第三者によるいわゆる「事業仕分け」を行う予定はありませんが、マネジメントサイクルの中で、全事務事業を対象とした効果的・効率的な資源配分のための見直しを行っていくものでありますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

補助金事業のゼロベースでの見直しについてですが、統合型データベース活用によるPDCAマネジメントサイクルの構築は必要なことかと思えます。しかし、基本的には、各所管課の判断や確認によって、補助金事業の妥当性が図られているわけで、補助金を支出している団体との関係性や、過去の経緯などから、所管課の職員の方々が補助金団体の事業内容に厳しい評価をしたり、補助金の使途を厳しくチェックしたり、補助金の削減を提案したりすることは、難しいと思えますし、やりたがらないと思えます。だからこそ、市民を含めた第三者機関を設置し、全ての補助金事業についての妥当性、正当性を精査してもらい、補助金事業の透明性、公平性の確保が必要ではないかと思うのです。是非とも、(仮称)補助金仕分けの実施を検討して頂くことを強く要望しておきます。また、少なくとも、全ての補助金事業及び事業費、さらには、事業評価に関する分かりやすい情報、一覧表のようなものがいつでも気軽に入手できるようにホームページにアップするなどして頂きたいと要望しておきます。

【人件費について】

(質問)

今回人件費縮減の観点から時間外勤務縮減の対応策を策定されたことについて非常に評価させていただきます。この対応策について何点か御質問させていただきます。

- ①行革プランでは時間外勤務手当額を前年度に比して5%減額していくとのことですが、1人当たり月平均時間外勤務時間数について目標を掲げられているのでしょうか？これまでも総時間外勤務時間数は減少傾向にありましたが、1人当たり月平均時間外勤務時間数は増加傾向にありますのでお尋ねします。
- ②これまでに職員研修として時間外勤務削減に関連する研修を行ってこられたかについて教えてください。
- ③さらに管理職に対する人事評価として「時間外勤務削減への取り組み」が評価対象となっているか教えてください。
- ④持ち家手当の廃止についても高く評価させていただきますが、今回設けられている経過措置についてのくわしい御説明をお聞かせ下さい。

<答弁>

①時間外勤務についてのご質問ですが、時短推進プログラムの中では、取り組み目標として、一点目に「一人あたり月平均時間外勤務時間数を10時間未満とする。」、二点目に「ノー残業デーの実施率を全職場で80%以上とする。」ことを掲げております。そうした目標に取り組むことにより、結果として、三点目の「時間外勤務手当額を前年度に比して5%減額できるよう取り組む。」ことにつながっていくと考えます。

②時間外勤務縮減に関する研修についてですが、毎年度、新任課長を対象に、労務管理を含む職場マネジメントに関する研修を実施しております。今年度はそれに加えて、管理職員を対象に、業務や勤務時間の適正管理を含む労務管理について、労働関連法規を踏まえた研修を行いました。また、今回策定したプログラムに関する研修を3回にわたって管理職を中心に177名に対して行ったところでございます。

③管理職に対する人事評価についてですが、「マネジメント力」も評価要素にしております。人材、物資、スケジュールなどの資源をバランスよく調整し、所属業務の進行管理をおこなっているか、否かが評価の着眼点でございます。

④持家にかかる住居手当の経過措置についてですが、平成21年12月市議会におきまして、新築もしくは購入したときから5年間の期間、借入金の利子の支払いその他何かと出費のかさむ事情を配慮して支給していた措置を廃止した際に、条例施行日までに新築、購入した職員に対して、経過措置を設けているものであります。なお、当時それを設けた趣旨を尊重し、支給対象者がなくなるであろう平成26年11月まで経過措置を続けるものでございます。

(質問)

1人当たり月平均時間外勤務時間数を10時間未満とする目標であるとの御答弁に

つきましては了とします。

研修については、これまでの内容のブラッシュアップを含めた見直し検討があるのか教えてください。特に管理職の方以外に向けた研修がないように思われます。

今後重点的に取り組むべきと考えますがいかがお考えでしょうか？

9月議会の個人質問にて会派所属議員が時間外勤務削減を求めたなかで取り上げました残業ゼロ革命の神奈川県庁に会派で視察に参りましたが、その中で印象的だったのは時間外勤務命令をだす判断を午後3時ごろにいったん行うという試みでした。所属長がその段階で全課員の仕事の進捗状況を把握したうえで、本当に今日中に仕上げないといけない仕事なのか、ある仕事について本当にそれだけの時間がかかるのか、他の職員のヘルプをつけるべきなのではということ判断していく手法で効果が上がったとのことでした。

今回の時短推進プログラムにおきまして、時間外勤務削減に向けた取り組みとしてこのような手法を取り組み事例として挙げられていることにつきまして評価をさせていただきます。

神奈川県では人事評価について、管理職の評価項目として「業務遂行に必要な情報の共有化を図り組織全体で共通の問題意識を持って仕事に取り組めるようにするなど全体として職員の総労働時間短縮に取り組み、能率的な仕事できた。」という項目があるとのことでした。

豊中市の人事評価基準におきましても、このような評価項目を入れることが時間外勤務縮減に有効なのではと思います。ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

研修につきましては、これまでも、新任係長や若手職員等の管理職員以外の職員に対し、業務の適切な進行管理等の職場マネジメントや、業務改善の視点や手法等に関する内容を組み込んだ研修の実施に努めてまいりました。労務管理等に関する研修や、限られた資源で、より効率的・効果的に業務を遂行するためのタイムマネジメントに関する研修を、さらに広く実施することも検討中でありまして、今後も引き続き、研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

②人事評価についてですが、管理職の人事評価である「マネジメント力」は、「業務の進行管理を適切に行っているかどうか」に着眼するものであり、その中には、情報の共有化や時間外勤務の縮減も当然に含まれるものでございますので、よろしく申し上げます。

(意見・要望)

管理職の方以外を対象としたタイムマネジメント研修の取り組みをご検討されるということですのでこの点につき御答弁を了とします。管理職の人事評価基準につきましては、神奈川県のものでも時短に向けた取り組みをされたかが評価基準であり実際に時短が達成できたかが評価基準ではないと思います。評価基準の明確化という観点からもこのような基準を用いてはいかがでしょうか。いずれにいたしましても次年度からの時短推進プログラムがうまく実行できますよう応援いたしております。

【技能職業務を正職員が担う必要性について】

(質問)

技能職業務を正職員が担う必要性について伺います。豊中市が技能職員と位置付けるもの(守衛及び用務員、作業員、調理師及び調理員、電話交換手、自動車運転手、ホームヘルパーなど)の中で、現在、正職員が従事している業務はどれだけあり、それぞれ何人の正職員が従事し、人件費はいくらかかっているのでしょうか？また、それらは正職員でしか担えない業務なのでしょうか。

今後、この業務について、民間委託など外部活力の導入で対応することは考えられていないのでしょうか。また、今後の技能職員の新規採用については、どのように考えられているのでしょうか。

<答弁>

技能職員が従事している職場は多岐にわたっておりますので、主な業務と人数、人件費についてお答えいたします。人件費につきましては、実際の支給額ではありませんが、技能職員全体の平均年収額約630万円に、業務ごとの人数を乗じて得た額でお示しますと、環境センターのごみ収集作業等で226人・14億2380万円、小・中学校・幼稚園など市有施設の環境整備業務等で76人・4億7880万円、学校給食の調理業務等で64人・4億320万円などとなっています。

業務内容によっては、常勤職員だけでなく非常勤職員との組み合わせにより実施しているところや、一部を民間企業に業務委託しているところもあります。

外部活力導入の可否につきましては、それぞれの業務の性質、安定した市民サービスを継続して提供するため実施体制のあり方、費用対効果など、さまざまな側面からの検証が必要であると考えています。

本市における技能職員は、国が定義している「単純な労務に雇用される職員」という考え方ではなく、現場での業務経験を踏まえ、よりよいサービス実現に向けた事業・施策の企画立案や組織マネジメントまでを担える職員を育成する方向性を明らかにしていることから、今後において、採用から退職まで専ら単純な業務に従事することを前提とした職員を新規採用する予定はありませんのでよろしく申し上げます。

(質問)

技能職業務を正職員が担う必要性について伺います。先程のご答弁で、「本市における技能職員は、国が定義している「単純な労務に雇用される職員という考え方ではない」とのことですが、それでは、実際に、現在の技能職員が従事している、ごみ収集作業、環境整備業務、調理業務などが、どういう点で単純な労務でないと言えるのでしょうか。また、これまで、技能職員で現場での業務経験を踏まえ、よりよいサービス実現に向けた事業・施策の企画立案をしたり、組織マネジメントを担っている方はどれくらいおられるのでしょうか。

一方で、これからもごみ収集や調理業務そのものといった単純な労務の部分が決してなくなるわけではなく、今後も技能職員の業務内容の主な部分であり続ける

ことになると思います。その意味で職務内容が一般職と同じでないことは明らかです。そのため、一般職と同じ給与表を技能労務職員に適用する現在の技能職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則を見直すことが必要だと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

また、採用から退職まで専ら単純な業務に従事することを前提とした職員を新規採用する予定はないとのことですが、それは、技能職員という枠での採用を今後一切行わないようにするという解釈でよろしいでしょうか。

<答弁>

技能職員が現場で行っている業務は、いわゆる「単純な労務」も含まれていますが、それに限定されたものではなく、例えば「ごみ収集」に関しましては、現場の収集作業だけでなく、ごみの分別方法の変更にかかる企画・立案や住民説明会の企画・実施、業者へのごみ収集委託にかかる契約事務、委託業者への指導業務、組織・人事管理を含むマネジメントなど、幅広い業務にあたっているところです。

また、給与に関するご質問ですが、先ほど申し上げた技能職員の人材育成の方向性を具現化するためには、多様な職務経験の蓄積を可能とする人事・給与制度が必要であり、現行の給料表により対応することが適当であると考えています。

企画・立案や組織マネジメントにあたっている技能職員の比率は、現場・職域によって一様ではありませんが、今後におきましても、技能職員が「単純な労務」とどまらず多様な職務経験を積めるよう、採用試験のあり方、採用から退職までの中長期的な人材育成のあり方について検討を進めてまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

技能職業務を正職員が担う必要性についてですが、技能職員が現場で行っている業務は、いわゆる「単純な労務」だけではなかったとしても、単純な労務が存在していることは明らかであり、その単純な労務を今後も行い続ける職員は必ずいるわけですから。そういった単純な労務に関しては、積極的に委託化を進めていくべきです。また、すぐに委託化ができないとしても、単純な労務を主として行う職員の給与が一般職と同じ給与表によって定められていることは早急に改めるべきですし、その場合の給与については同じ業務を行っている民間事業者の平均給与と同額程度に設定するべきではないかと意見しておきます。

さらに、採用試験のあり方や採用から退職までの中長期的な人材育成のあり方が明確にされるまでは、安易に技能職員としての採用を行わないことを強く要望しておきます。

【行政財産の目的外使用について】

(質問)

職員組合さんが市役所庁舎の一部を事務所として使用されていると思いますが場所、面積、賃料といった概要、及び法的根拠について教えてください。
また本庁舎地下1階の食堂前の職員組合さんの掲示板使用の概要についても教えてください。

<答弁>

ご質問の市役所庁舎内で使用許可している組合事務所及び掲示板の概要等についてお答えします。

市役所庁舎内で使用許可している豊中市職員組合及び豊中市職員労働組合の組合事務所の場所及び面積でございますが、第二庁舎地下1階を許可しており、面積は、171.4㎡でございます。

次に、掲示板でございますが、両組合に対し第一庁舎地下1階3カ所を使用許可いたしております。

これらの許可に対する使用料は徴収しておりませんが、光熱水費につきましては、管理費として徴収いたしております。

なお、使用許可の根拠でございますが、地方公務員法の登録制度により登録された職員団体からの申請により地方自治法「行政財産の管理及び処分」や豊中市財務規則「行政財産の目的外使用」の条項を適用し、庁舎の用途または目的を妨げない限度におきまして、最小限のスペースを事務所として使用許可いたしておりますのでよろしく申し上げます。

(質問)

事務所については賃料を徴収していないとのことですが、その根拠条例では「特に必要がある場合」に例外的に減免できることとなります。職員組合さんに事務所を無償使用してもらうことがこの例外的ケースに当たるとお考えになる根拠について教えてください。また今後賃料を徴収するお考えがあるかについても教えてください。また使用料の算定額すなわちいくらの使用料を免除していることになるのかについても教えてください。

掲示板については、政治的な内容を含んだものが掲示される可能性もあると思います。掲示物の内容について禁止事項があるのか、また市は条件に適合しているかをチェックしているのか教えてください。また掲示板の場所については一般市民の方も通行できる場所にあり、妥当ではないと考えますが、掲示板の場所を職員しか通ることのできない場所に移動させるお考えがあるかについても教えてください。

<答弁>

ご質問の市役所庁舎内で使用許可している組合事務所の無償使用の根拠等についてお答えいたします。

組合事務所への無償使用につきましては、従前より労働組合が、組合活動の一環として職員の勤務条件の安定をもたらし、職員が安心して仕事できる環境を整えることに資する活動を行っていることから、豊中市財産条例の「使用料減免の規定」を適用し免除といたしておりますが、仮に固定資産税評価額により使用料を算出いたしますと年間約150万円となります。

なお、今後の使用料の徴収につきましては、現在「行政財産の目的外使用に係る料金等の基準」を作成中であり、他の案件も含め統一的な考え方を検討しているところでございます。

次に、掲示板の政治的内容のチェックにつきましては、これまでも許可条件において制限を設けておりましたが、現在は日々確認も行っております。

また、掲示板の場所につきましては、来庁者も通行することができる場所であることから、今後、移動等についての検討をまいりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

厳しい財政状況の中、市の行政財産の使用についても再点検が必要です。職員団体の事務所について賃料が無料というのはやはり改めるべきではないでしょうか。家賃徴収をして頂きますよう強く要望いたします。また掲示板につきましても、来庁される方の目に触れることのない場所への移動を併せて要望いたします。

【住民票等の交付業務について】

(質問)

住民票の交付業務、特に住基カードの発行状況、自動交付機の利用状況(全発行数における割合)、事務合理化への寄与の度合い、すなわち自動交付機導入により受付職員の削減をしているかについて教えてください。

またコンビニ発行に取り組まれるとのことですが、これにより住民票等の発行のうちの程度をコンビニ発行による予定なのか、これにより窓口職員を何人削減できるのかについて教えてください。

<答弁>

郵送による請求を除く、住民票等の有料交付件数は21年度 316,545 件に対して自動交付機 1,811 件利用率 0.57%、22年度 312,436 件に対して 5,688 件利用率 1.82%、23年度につきましては、24年1月時点で 238,949 件に対して 6,555 件利用率 2.74%です。当初の目標利用率が5年で15%であります但将来的には25%をめざして引き続き促進に努めてまいります。

次に、住民基本台帳カードの交付状況につきましては24年1月時点で住民基本最長人口391,558人に対し住基カードの交付枚数は35,740枚で人口に占める割合は9.13%です。

証明書等の発行業務と届出受付を分離するなど市民課窓口の再編を行う中、自動交付機の設置し市民サービスの向上と事務改善に取り組み業務量の削減に努めてきたところですが職員の削減するところまではいたっておりません。

次に、コンビニ交付の利用につきましては、有料交付件数の15%から20%を当面の目標としています。住民票等のコンビニによる交付の拡大のためには、住基カードが必要になることから、昨年12月より住基カードの即日交付等を実施するなど、交付促進に努めております。コンビニ交付の導入効果につきましては利用状況によりますが、対面による市民サービスの向上を図るなど窓口体制の最適化につながるものと考えています。

(質問)

一般的に業務の機械化等により人による事務量削減ひいては人員削減ができると思います。しかし御答弁からしますと自動交付機の低い利用率という現状がございます。また今回導入をご検討されているコンビニ交付についてご説明いただきました利用目標数値につきまして、仮に目標達成できたとしても低いものです。これではなかなか事務の合理化、人員削減は困難だと思います。

そこでご提案ですが、これら自動交付機、コンビニ交付での住民票等発行につき窓口発行と料金差を設けることにより利用率の向上を図ってみたいかがでしょうか。考えをお聞かせ下さい。

<答弁>

コンビニ交付を含む自動交付機の普及促進策につきましては、窓口サービスの向上を図る上で、手数料に差をつけることも含め、他市の実施状況を収集し、現在検討しております。

(意見・要望)

住民票等発行窓口の前を通るたびに、そばにある自動交付機2台に目がいき、もっと利用者がいればと思ってしまう。コンビニ交付につきましても24年度予算で約5900万円を投資するわけでございます。これら二つの仕組みについては住基カードを持っていないと利用できない点に利用者としてのめんどくささを感じさせるわけですし、先程御提案しましたような利用者にとってのメリットがないと普及はなかなか進みにくいと思います。

自動交付機へのこれまでの投資、コンビニ交付導入の投資が無駄にならないよう、そして機械化による人員体制の合理化という果実を市が得られますよう取り組んでいただきますよう心よりお願い申し上げます。

【土地開発公社の解散について】

(質問)

まず、今回の土地開発公社解散の経緯を教えてください。

また、これまで土地開発公社経営健全化計画を策定・実施されてきましたが平成 11 年度から 23 年度までの民間売却実施総額はいくらか、簿価と実際の売却価格について教えてください。

また開発公社の準備金が底をついた平成 15 年以降の公社の民間売却で生じた差損処理補助金の総額について教えてください。

保証債務の履行に基づく公社に対する求償債権のうち債権放棄した、すなわち市が損失を受けた額24億6000万円について教えてください。

また今回発行を予定する3セク債の今後の支払い利息総額の見込について教えてください。

<答弁>

まず、土地開発公社解散に至る経緯でございます。平成 13 年度以降、実施いたしました第 1 期、第 2 期の土地開発公社経営健全化計画が、平成 21 年度末に満了を迎えましたので、その後の公社のあり方について、庁内で議論を重ねて参りました。その中で、公社が保有する多額の長期保有土地の解消によります、市の将来負担の軽減が課題となっております。また、公社自体の経営につきましても、市の用地買収事業の減少に伴います収入の減少や、土地の有償貸付による収入の減少によります、経営の黒字化が極めて困難な状況にあります。

こうした中で平成 21 年 8 月、総務省通知「土地開発公社の抜本的改革について」なども受けまして、平成 25 年度までの時限措置であります、第 3 セクター等改革推進債を積極的に活用して、これらの課題解決を図るため、土地開発公社解散を決断したものでございます。

(質問)

御答弁からしますと公社の健全化計画の実施及び今回の解散に伴い生じた市の損失は開発公社の準備金が底をついた平成15年以降の民間売却で生じた差損処理補助金の総額約36億円、今回の求償債権放棄額約 24 億円、3 セク債の支払利息見込額6.8億円の計66.8億円と、今回買い戻した土地につき民間売却した場合に顕在化する含み損といえるかと思えます。また解散までに市が買い戻した土地につきましても公社が当時購入した価格に利息や管理費を上乗せした額を簿価として購入しているのであり税金が投入されているわけでございます。あらためて一連の健全化の取り組み及び解散について総括をお願いいたします。

<答弁>

次に、平成 11 年度から 23 年度までの公社保有地民間売却実施総額とその簿価について、でございます。売却総額は 58 億 7,765 万 1,662 円で、売却額に対応します

簿価額は 135 億 8,574 万 8,773 円でございます。

次に、公社の保有土地民間売却の総額でございますが、合計2件で 36 億 6,318 万 1,461 円でございます。

次に債権放棄により市が受ける損失額 24 億 6,328 万 1,096 円でございます。市が第3セクター等改革推進債を発行して債務保証を履行する額としまして、平成23年度末におきます土地開発公社の金融機関等からの借り入金残高見込み額45億円を上限としております。但し、このうち公社独自の償還可能額として1億円が見込まれますので、実際の債務保証履行額は44億円と見込んでおります。この44億円と、公社保有土地の時価評価額 19 億 3,671 万 8,904 円との差額が「権利の放棄」の額でございます。

次に第3セクター等改革推進債の支払利息総額の見込みについてでございます。起債発行予定額 45 億円に対する今後の支払利息は、償還期間を10年間、据え置き期間なし、元金均等賦払いで、利率を 3.0%と想定した場合、約6億8,600万円になるものと見込んでおります。

(意見・要望)

土地開発公社は、今となってみれば過大な土地を購入したといえるのかもしれませんが。公社は解散するわけですが今後も用地買収等土地を購入しての事業は続きます。大きな損失が発生しないような業務執行に努めていただくようお願いいたします。

【(仮称)文化芸術センターについて】

(質問)

現段階での案の概要(広さ、仕様)及び美術品、博物資料の「展示機能」の意味について教えてください。

<答弁>

(仮称)豊中文化芸術センターの美術及び博物に関する諸室につきましては、今後設計作業を進める中で変更が生じる可能性もございますが、同センター整備計画中間報告では、分割使用できる570㎡の展示室と、190㎡の会議・展示・講座室、100㎡の博物館展示室、美術品と博物品を保管する200㎡の収蔵庫の設置をよていしております。

次に、美術・博物機能を展示中心とした理由でございますが、平成15年度の(仮称)豊中市文化芸術センター基本構想と平成16年度の基本計画策定時には美術館部門と博物館部門を併設する予定でございました。しかしながら、厳しい財政状況を鑑み平成22年度に施設規模や運営管理の再検討を行った結果、美術・博物部門については、収集や調査研究を中心とした機能を持たせるのではなく、市民が美術作品や博物資料に触れ、発表できる場を提供できる機能を重視した事業展開を図ることとしたものでございますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

美術、博物に関する議論については先に箱モノを作ってから中身を決めるのではなく、市としてどのようなものを企画展示し文化行政を推進していくかを決めたいうえで箱モノの設計をしたいと思いますので、その概要をお聞かせ下さい。特に豊中市所蔵の美術品、博物品の数、いわゆる著名な作家による作品の数そして作品の価値把握・整理ができているのか、豊中市、近隣都市在住の芸術作家に関する一通りの情報収集は終えているのかについて教えてください。

また展示予定の作品の種類や展示年間スケジュールについて、とくに国宝や重文、いわゆる有名作家の作品等をお借りして展示するつもりがあるのか教えてください

仮に国宝や重文、いわゆる有名作家の作品等をお借りして展示するとして、そのために現段階での設計や仕組み、人的体制として不十分なところはあるのか、要件をクリアするためにどの程度のコストがかかるのか教えてください

現在の仮称は文化芸術センターですが、博物館法との関係からは現段階で予定されている事業内容で美術館、博物館を名乗ることは可能でしょうか。また美術館や博物館を名乗らないことにより展示をするための作品をお借りするうえでのデメリットがあるのか教えてください。

市長の施政方針で「訪れてみたい」まちとありますが、現段階で他市に比べこれといった観光資源もないなか、有名な作品等をお借りして展示することによる集客効果をどのようにお考えかを教えてください。

＜答弁＞

設計の前に事業内容を決めるべきとのご提案でございますが、(仮称)豊中市文化芸術センター基本構想と同基本計画の検討にあたり、専門家や文化芸術団体、近隣のまちづくり協議会、自治会、公募市民で構成する「(仮称)豊中市文化芸術センター基本構想・計画検討委員会」において意見交換やワークショップを実施し、市民の方々のご意見を反映し、策定してまいりました。

昨年10月の「(仮称)豊中市文化芸術センター整備計画中間報告」におきましても、この基本構想・基本計画をもとに事業内容や施設規模を見直したものでございます。

なお、基本設計にあたりましても、さまざまな分野の専門家や文化芸術団体、地域のみなさまから数多くのご意見をいただきながら作業を進めております。

次に、本市が所蔵する美術品は791点で、教育委員会が所蔵する博物資料は約9,000点でございます。所蔵美術品の価値を把握するための鑑定は行っておりませんが、整理につきましては作家の情報も含め作品台帳による管理を行っております。

また、市内及び近隣市で活動しておられる芸術家の情報収集につきましては、市民からの情報提供を呼びかけるなど把握に努めてまいりたいと考えております。

展示予定の作品の種類や展示年間スケジュールにつきましては、センターの展示室や会議・展示・講座室を活用した市美術展や市美術協会会員展のほか、本市にゆかりのある作家に関する自主企画などの展示の実施を予定しておりますが、今後、人的体制も含め運営管理計画を策定する中で検討してまいります。

また、重要文化財の展示につきましてはセンターで展示できるよう設計作業を検討しております。しかしながら、その展示にあたりましては、文化庁の基準に適合する必要がある基本計画が固まった段階で教育委員会とも連携しながら大阪府を通じピン課長に照会する予定であり、コストにつきましては、現時点で算出することは困難でございます。

美術館・博物館の名称につきましては、博物館法に基づく美術館、博物館では、美術品や博物資料の収集や保管、修復、調査、研究、教育などの業務を実施しております。展示機能を中心として事業を展開していくセンターを美術館・博物館と名乗ることは不可能ではありませんが、名称につきましては、市民の皆様や専門家、文化芸術団体などと協議を重ね検討してまいりたいと考えております。

また、作品をお借りするにあたっては、まず、セキュリティや温度・湿度の管理、防火設備など、建物の環境や作品を生かす学芸員の配置が重要となっており、名称におけるデメリットは少ないものと考えております。

最後に、有名な美術作品を展示し集客することは「訪れてみたい」都市の一つの魅力につながると考えますが、センターの設置目的は、市民が文化芸術への理解を深め、地域文化への愛着と誇りを高めるきっかけをつくり、さらに地域の主役として活動し、地域の活性化に貢献できる機能の構築をめざしておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

来年度詳細設計をされ平成27年度にオープン予定とのこと。美術品や

博物 資料の展示機能については企画が極めて重要な役割を担うと思います。箱モノはできたとしても内容が充実したものでなければ人は来ません。その意味で所蔵品の ランク分けや評価、市内や近隣都市の芸術家の情報収集、面白い企画を生み出すための準備などソフト面での準備が重要です。多くの人に足を運んでいただける企画ができる体制づくりをお願いいたします。

【防災について】

(質問)

平成24年1月末日現在の豊中市における外国人登録者数は4630人で国籍は73カ国にも及びますが、市にお住まいの外国人の方向けの防災訓練・防災情報提供の現状について教えてください。また実際に災害が起こったときの通訳等情報提供に必要な体制についても教えてください

<答弁>

豊中市にお住まいの外国人向けの防災訓練につきましては、お申し出を頂きました団体に対し、消火器の取り扱いや、119番通報、避難、応急手当等々の訓練を消防本部が実施致しております。

また、防災情報の提供につきましては、市民課の窓口で配布しております市の全般にわたる情報をまとめた外国語表記の住民ガイドに防災情報を掲載させていただいております。

また、市のホームページにも外国語表記の情報を掲載しております。

あわせて、危機管理室におきましては、国が発行している防災に関する情報冊子を配布させていただいております。

次に実際に災害が発生した場合における情報提供の体制につきましては、外国人に確実に情報が伝達されるよう災害発生直後の要援護者支援策の一環として地域防災計画において関係団体やボランティア等の協力を得て、災害情報の提供を行うとともに、国際交流団体や外国人等の支援団体に情報提供を行うこととしております。

(質問)

外国人向けの情報提供は、国が発行している冊子を危機管理室で配布とのことですが、市民課窓口での配布に改めるべきと考えますがいかがでしょうか？

また外国語表記の住民ガイドの配布とのことですが、内容を見ていると避難場所の地図がないなど不十分と思います。外国人向け住民ガイドを防災の点から見直すべきと考えますがいかがでしょうか？

また、防災訓練については外国人の方向けに行うことも必要と考えますがいかがでしょうか？考えをお聞かせ下さい。

<答弁>

外国人への防災情報の提供につきましては、現在、市民課窓口で配布している外国語表記の住民ガイドに掲載されている防災情報の内容をより充実するよう関係部局に働きかけるとともに、国が発行している防災に関する情報冊子を市民課窓口で配布してまいりたいと考えております。

また、外国人向けの防災訓練につきましては、国際交流会等と連携しながら、これまで実施してまいりました防災訓練をより多くの外国人の方にご参加いただくためのPRや、各種行事とのジョイントなどについても検討してまいります。

(意見・要望)

外国人の方へ向けた防災情報の提供、防災訓練の実施、被災者救護は手薄になりがちだと思います。外国人居住者の方も市民なのですから、市の防災体制を外国人の観点から再点検して頂けたらと思います。

【(仮称)予備職員制度の創設について】

(質問)

東日本大震災の被災自治体においては、自治体職員も大量に被災され、多いところでは3割強の職員さんが死亡もしくは行方不明となられたということでもあります。あらためてご冥福をお祈りする次第ではありますが、そのためにその後の当該自治体の復興計画の策定や事務・事業の進行に多大なる悪影響を及ぼしていることは周知のとおりであります。平成22年3月、当時所属しておりました会派の代表質問においてBCP(事業継続計画)の策定を求めた際に併せて、職員が被災した場合の物理的マンパワーを補うための制度、ここでは仮に予備職員制度としておきますが、これを創設してはどうかと提案いたしました。その際のご答弁では、登録人員の確保や体力的な側面で課題があるが調査研究をしていきたいと答弁されました。質問当時にはまさかこれほどの災害が1年後に起こるとは考えてもいなかった訳であります。あらためてこの予備職員制度の創設について東日本大震災をふまえてどのように考えておられるか、また、この間調査研究されたことについてお聞かせ下さい。

<答弁>

予備職員制度の創設に関しますご質問にお答えいたします。

東日本大震災では、多くの被災自治体で職員や庁舎が大きな被害を受け、人的にも物的にも危機的に資源が不足した中、行政機能継続のためには、緊急性、重要性が高い業務を見極め、限られた資源を効率的に活用していくことがいかに重要であるかが示されております。

また、本市においても先の阪神・淡路大震災では、発生直後から初期段階において、災害対応業務に追われ多忙を極めた部局がある一方、平時と同様に通常業務にあたった部局があるなど、行政組織総体として効率的・効果的な対応を行う上での課題も残りました。

こうしたことから、災害対応業務とともに、優先的に継続すべき通常業務の選定をあらかじめ行い、必要支援の確保など事前対策を検討することを目的とし、現在、業務継続計画の作成を進めております。

業務継続計画にあげられる非常時優先業務やその着手時期については、平時より各職員が理解を深めた上で、災害時に迅速かつ柔軟に対応していくことが求められるため、お尋ねの災害発生直後からの緊急時における予備職員の活用につきましては、退職後の職員の年齢・体力の問題や、発生直後の緊急時参集、業務遂行など課題が多いものと考えます。

また、本市では、再任用職員を積極的に活用している状況があり、災害時においても長年の経験で培った技能・能力を活かした対応が可能であることや、新たな制度を創設することなく、現在においても再任用終了後にさらに働く意欲のある者は、市の臨時職員等に登録する制度があり、復旧・復興期における事務量の増大に対応するなど、必要に応じて雇用可能な状態となっております。

東日本大震災における被災自治体では、発生直後から緊急時消防援助隊や応急

給水活動など他自治体による支援活動が行われ、現在も多くの応援職員が、被災自治体職員と共に復旧・復興に向けた業務に取り組んでいます。この震災では、自治体間での支援・受援のあり方についても、様々な教訓を得たと考えております。こうした点を踏まえ、職員の絶対数が不足する場合におきましては、国・府や他自治体から人的派遣や自衛隊・警察等関係機関の応援協力が得られるよう、協定の締結など平時からの対策を講じてまいりたいと考えております。

今後、業務継続計画や災害対応マニュアルをもとに職員対応の研修・訓練を継続的に実施し、実践的スキルの習得や組織体制の強化など、職員の防災意識向上ならびに全庁的な災害対応力向上に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

先ほどのご答弁では、あまり東日本大震災の経験を生かせていないと思います。また、高齢者の雇用を確保すべきという視点の質問ではないのに、再任用制度を活用してますという答弁は的が外れています。再任用職員も日常業務をこなしていくマンパワーという前提で雇用しているのではないですか。災害が起こればその再任用職員も減る可能性があるから他にマンパワーを確保する手段が必要ではないかという趣旨で質問をしたわけです。さらに、年齢を課題の一つとして挙げておられますが、ならば今後社会全体が70歳まで働くことが当たり前になった場合でも、豊中市役所はそんな年齢までは雇いませんと言ってるように聞こえました。国や府、他の自治体からの応援についても、基本的にはどの自治体も近年人的余裕がなくなってきたはずですし、見知らぬ土地に来て仕事をする応援職員にできることには限界があることから、それを当てにしているというのは消極的な印象を受けます。この前までこの豊中市役所で仕事をしていたことこそが最大の利点になるのではないかと思います。思い提案をしたわけではありますが、これについてはまた機会を改めて伺うことにし、今回はこの程度にとどめておきます。

【企業促進について】

(質問)

中小企業チャレンジ促進プランのもと地域経済の活性化に取り組もうとされるなか、他市からの企業誘致と新規創業支援のバランスをどのようにお考えでしょうか。豊中市として強いて言うならばどちらに重点をおくのか教えてください。

またこれまでのインキュベーションセンター事業を通じて起業支援として必要なことを把握されていると思います。重要とお考えの順番で教えてください。

また起業促進の見地から法人市民税についてお尋ねします。税率の他市との比較について、当初市内で起業されようとした方が豊中市は法人市民税が高いので吹田市に本店を構えることにしたという事例もあります。法人市民税率の近隣市との比較を教えてください。

<答弁>

この度、「豊中市中小企業チャレンジ促進プラン」を策定し、中小企業の活性化は、市の活性化の大きな柱であるという位置付けのものと、産業振興に対する市の姿勢を明らかにいたしました。

「豊中企業立地促進条例」は、工業系地域の工場跡地への住宅立地が進む中、これまで市内で頑張ってきた事業所が、住工混在により事業継続できなくなることを少しでも防ごうということが当初の目的であり、大企業の誘致による産業振興を主眼したものではありません。

企業立地の促進としては、事業継続のための安定した環境を確保し、立地の際手続きの円滑化に努めておりますが、産業振興施策としましては、日常的に中小企業の経営力強化や新規創業支援に取り組むとともに、新たな投資や立地につなげるため、産業振興に取り組む自治体であるということを積極的にPRしてまいります。

次に、起業支援に取り組む際に重要なことについてであります。支援する立場として、「成果をあせらない」「孤独にさせない」ということを基本的な姿勢としております。起業家の熱い想いとオリジナルな発想は尊重しながらも、自分自身の構想、ビジネスプランが妥当であるかどうか、発表やプレゼンテーション、取引の営業をする機会をより多く経験することを通して本人自身で相対化する過程を最も重視しており、そのための情報提供や機会の設定等に努めております。また、身近な市内でビジネスパートナーや顧客を確保できるよう、様々な機会を通して、市内でのつながりづくりを進め、独り立ちの際、スムーズに市内で事業展開することにつなげております。

市税に関わりますご質問にお答えいたします。

当市におきます法人市民税の税率につきましては、均等割及び法人税割ともに制限税率を採用しており、均等割につきましては標準税率の1.2倍、法人税割につきましては、標準税率が12.3%に対しまして14.7%となっております。

次に、北摂各市におきましては、均等割の制限税率を採用しておりますのは当市、池田市、高槻市の3市、そして、法人税割の制限税率を北摂7市すべてが採用して

おります。なお、吹田市におきましては、資本金等が1億5千万円以下の法人等につきまして標準税率を採用しております。

(質問)

起業促進の施策として起業助成金を導入することもありうると思いますが、今回のチャレンジ促進プランでこのような助成金の予定があるかを教えてください。

また助成金による支援だけではなく、市民の方もまきこんだ起業支援をしていくことを強化していくべきと考えます。たとえば従前のチャレンジショップ制度のように市が家賃を直接補助するのではなく、新規起業家が民間の空き物件について安く借りられるような支援をすることについて市のお考えをお聞かせ下さい。

法人市民税につき北摂7市でも差異がありますがその理由を教えてください。また企業支援の見地から標準税率に戻すことや、新規法人につき一定の減税をしていくことはできないか教えてください

<答弁>

起業支援の結果、市内で開業されることを市は期待しておりますので、そのための支援に努める姿勢に変わりはありません。今回の「中小企業チャレンジ促進プラン」で、補助金を大きく見直したところでございますが、他の起業家や事業所と連携して新たな事業に挑むという場合、その事業内容が審査で認められたならば、補助を行います。

また、起業支援の過程で、地域とのつながりづくりに力を注ぐことが、後の独立のスムーズな展開につながるため、起業の先輩や商売の先輩が、経営の経験を吸収する機会や、地域の住民の方々から顧客ニーズのヒントや、有望な連携先の口コミ情報に接するような機会を意図的に提供するように努めております。

更に、地域の方々から応援していただけることとしましては、空き物件の提供や経営のアドバイス、投資への協力など、様々かん考えられます。先日、豊中商工会議所とともに民間金融機関2行と産業振興連携協定を締結したところでありますので、こうした関係機関とも連携して、地域活性化に共に取り組む仲間に新たな一員である起業家を市内事業者、市民の方々を含めた地域ぐるみで育てるという取り組みの更なる充実について検討をしてみたいと考えております。

市税に関わります再度のご質問にお答えいたします。

法人市民税の超過課税につきましては、財政上その他の必要がある場合に行うことができるもので、オイルショック後の財政危機の中で、社会基盤整備の充実のために財源確保を目的としたものであり、各紙の財政需要や税収の相違によるものと思われま

す。また、法人市民税の均等割に係る制限税率を標準税率に戻すことにつきましては、その額は約1億8千万円見込まれ、歳入確保の観点から影響が大きいものと考えております。

なお、新しく企業される法人等の応援施策としての税の軽減につきましては、税の

公平性の観点から、困難と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

法人市民税が北摂 7 市の中でも高い方に位置する理由につきましては当時の理由につき一応の理解をいたしました。また起業促進のために税優遇の手法をとることが困難であることも理解をいたしました。ただ御答弁でありました関係機関とも連携して起業する者に対し一定の要件で助成金を出すことにも取り組んでいただければと思います。

市に活気を生み出すためにはチャレンジ精神を持った方々がどんどん新しいビジネスを興し、市民もそれを応援していくことが必要だと思えます。

起業する者にとって重要なのはお客様であり人とのつながりであります。

また地域活性化の担い手となる地域ビジネスを地域で産み育てるという観点からは、ソーシャルキャピタル的な視点も重要となってくると思えます。

起業をするなら市や市民が応援してくれる豊中市で、とっていただけるような取り組みが必要とされているのだと思えますのでよろしくお願いいたします。

【豊中市大規模小売店舗立地審議会について】

(質問)

これは4月1日からの中核市移行にかかわって大阪府からの権限移譲に伴い市として設置しなければならないために今回条例議案が出されたわけですが、かつて中心市街地活性化法が施行される直前にこの法案作成にかかわった大学の先生の講演を聞きに行ったことがあります。その際、印象に残っていることが、「それぞれの市域において郊外に大規模なショッピングセンターなどが建設されていく事をそのままにしながら、中心市街地の活性化を行おうとすることは矛盾しますよ」とおっしゃられていたことです。中心市街地や地域商業集積地と大規模小売店舗との基本的な関係についての考え方としてはわかりやすい表現だと思われまます。そこで伺いをいたします。新年度からこの審議会が設置されそこで市内に建設される大規模小売店舗の審議をしなければならないわけですが、当然その内容の可否については審議会の委員さんたちによって決められるわけですが、市としてはどのように考えておられるのでしょうか。大規模小売店舗と地域商業活性化との関係についてお聞かせください。

<答弁>

大規模小売店舗立地法は、周辺の地域の生活環境の保持を目的に設置者に施設配置や運営方法について適切な配慮を確保するものであります。

具体的な調整事項といたしましては、来店による自動車による交通安全対策や交通渋滞対策、そして駐車場やクーラーなどの空調機器から出る騒音対策でありますので立地場所を誘導するものではなく、立地周辺との環境の調整を行うものであります。したがって、市といたしましては法の趣旨を十分踏まえまして、大阪府が行ってました事務処理を確実に執行することで、小売業の健全な発展を図り大規模小売店舗の立地と周辺の地域の生活環境が調和できるようにしてまいりたいと考えています。

また、大規模小売店舗と地域商業活性化との関係につきましては、地域商業との共存共栄の関係を構築し地域社会の一員として営業活動されることを望んでおります。

(意見・要望)

平成12年に大規模小売店舗法が大規模小売店舗立地法に代わった背景には外国からの要請に基づくものがあるといわれ、この法律改正によってまちのあり方は日本各地で大きく様変わりした印象を持っております。もちろん経済の原則は自由競争が大前提ではありますが、その結果の行きつく先が必ずしも社会として望ましいものとは限らないのも現実であります。

ご答弁にありましたように、この法律の観点はいくまでも大規模小売店舗が立地する地域の環境の保持が目的であり、かつての本店法が持っていた出店調整機能はないということでもあります。今回のこの審議会を経済部門が持っていることがふさわ

しいものなのかどうか判断が分かれるところではありますが、庁内の各部門が連携して同じ分野の課題に取り組んでいく、そういった視点を持てるものとして運用していただきたいと切に願うものであります。この分野に関しましても今後機会を見て議論を深めてまいりたいと思います。

【地域自治推進条例について】

(質問)

これまでも、地域自治の仕組み作りを検討している段階において質問をしてきましたが、まだまだ疑問をめぐることが出来ません。

1. 過去の議論で地域自治組織の認定要件としておおむね小学校区を単位として、自治会・町内会、校区福祉委員会、公民分館の参画が必要だとされてきましたが、今回の条例案では明確でなく、市規則で定める基準に適合するものであることという言葉に集約されているようですが、改めてこれらの認定条件について規則や運用要綱でどのように定められるのかお聞かせください。
2. 地域自治の推進には市民自らが決めたこと、頑張ってきたことがどの程度実現できているかということがその後のモチベーション維持にも重要になってきます。その際、補完性の原則から考えても市がどの程度、市民の取り組みに対して真摯に向き合い、補完する責務を果たしてきたかということが問われますが、その部分についての市の決意のようなものを感じ取れません。どのように考えているのか見解をお聞かせ下さい。
3. パートナーシップ会議、パートナーシップ協定について詳しく説明してください。また、それらの庁内における位置づけをどのように考えているのかお聞かせ下さい。
4. 議案説明資料によると地域自治組織形成のための助成金として限度額30万円、地域自治組織への交付金として限度額300万円、地域づくり活動計画作成のための助成金として20万円という金額が設定されていますが、これは年度あたりに支給する金額としているのかそれとも一度きりのものとして考えているのかお聞かせ下さい。また、年度あたりだとすればそれぞれ何年を限度として支給することを考えているのかお聞かせ下さい。
また、このうち人件費として170万円が設定されていますがここで人件費の支払いを受ける人の身分はどのような位置づけになるのかお聞かせ下さい。
5. 過去の質問において、地域自治組織の運営費用を、参画する各種団体に対して現在行われている各種の補助金・助成金を振り替える形で助成することを考えているのではないかと質問しました。その時点では明確な答弁がいただけませんでした。あらためてお聞きしますが既存の各種団体に対して行われている補助金・助成金はどうなるのか、またそのことをどこかに明確に記述すべきだと思いますがこのことについてお答え下さい。
6. 議案説明資料には意志決定機関という言葉が使われていますが、ここで言う意志決定機関で決定された意志とは地域自治組織の意志なのでしょうかそれとも当該地域全体の意志なのでしょうかお答え下さい。
7. 地域自治組織に参加するもしくはしないということで不利益が生じることはないと言われてきたと思いますが、この考え方は堅持しているのか見解をお聞かせ下さい。
8. 2地区でモデルケースとして取り組んできているが、その際に積極的に参加して

いる人の意見だけでなく、当該地域住民でいまだこの取り組みに関わったことがない住民からの意見聴取は行ったのかどうかお聞かせ下さい。また、行ったとすればどのような意見があったのかお聞かせ下さい。

9. 第12条において、市は地域自治を総合的に推進するため次に掲げる施策を実施しなければならないとしています。そのなかで「地域住民としての視点を有し～中略～地域の課題の解決に向けて取り組む職員を育成すること」となっております。単に「地域住民の視点をふまえて～」などではなく「地域住民としての視点を有し～」と書かれたということは、まさしく職員そのものが地域住民でなければならない、ひいては豊中市民でなければならないということの意味していると解釈できますが見解をお聞かせ下さい。
10. 附則において、地域自治の推進状況に関して条例施行後3年以内に運用状況について検討を加えなければならないとし、その際、地域住民は市長に対して条例の運用状況及び見直しに意見を述べる事が出来るとしています。言葉通りに解釈すれば、検討を加える際に成立している地域自治組織の当該地域内住民にのみ意見を述べる機会を与えることとなりますが、なぜ広く一般市民ではなく地域住民に限定しているのか理解できません。理由をお聞かせ下さい。
11. 昨年12月議会での質問において、地域づくり計画に関する質問を行いました。今回、これが地域づくり活動計画という文言に変更されましたが、その理由をお聞かせ下さい。また、12月議会でのご答弁では、この計画において当該地域の個人の権利制限につながる内容を盛り込むことは想定していないとのことでした。ならばそのことはあらかじめ表記しておくべきであると指摘しましたがこのことについてどのようになされるのかお聞かせ下さい。地域自治システム調査検討報告において地域づくり計画は地域自治組織が行うべきことをのみ扱うのではなく地域全体を将来に向けてどのようにつくっていくかを、ハード・ソフトを併せトータルに定めるものであると言い切っています。このこともふまえてご答弁下さい。
12. 地域自治組織の認定には市長の審査があることが第7条で書かれていますが、市長の審査にあたってたとえば審議会のような第三者の意見を聞くような事はあるのでしょうか。もしないとすれば、先ほど申し上げたような額の助成金を支給するにあたって公正さをどのように担保されるのか考えをお聞かせください。

<答弁>

地域自治推進条例案についての12点のご質問にお答えいたします。

1. 地域自治組織の範囲につきましては、原則、小学校区を基準とすることを考えております。また、地域自治の原則である「情報共有・参画・協働の原則」に規定する「幅広い地域住民の参画」を担保するために、地区別の代表制、活動分野別の代表制をもつ団体として、自治会や校区福祉委員会、公民分館に参画いただくことを考えております。
2. 市民の自主的な取り組みを市が支援することにつきましては、要綱ではなく、議会で承認いただく必要のある条例を制定して、安定的・継続的に地域自治の推進施策

を実施することを、市の義務としていることをもって、決意を表しているものと考えております。

3. パートナーシップ会議は、地域の重要な課題について、地域と行政の適切な役割分担や協働する内容を、地域自治組織と行政が対等な立場で協議する場でございます。これは、全庁体制の推進本部における取組みとなります。また、パートナーシップ協定は、協議の結果を踏まえて、地域課題の解決のために協働する際に、必要に応じて地域自治組織の行政の関係課が結ぶものでございまして自治基本条例第 29 条に規定するパートナーシップ協定にあたります。
4. 助成金のうち、地域自治組織の形成のための助成金と、地域づくり活動計画作成のための助成金は、1 回限り、地域自治組織の活動に対する助成金は、毎年度、予算の範囲内において交付することとしております。また、助成金のうち組織の運営費につきましては、組織運営を担うスタッフへの報酬・謝礼分として週 30 時間のパート職賃金を参考に 170 万円を積算いたしておりますが、執行にあたっては、一番効果的な方法を地域で考えて使えるようにしてまいりたいと考えております。その方法としてスタッフを雇用した場合は、当該組織の有給事務局員の位置づけとなります。
5. 既存の地域団体への補助金や助成金を、地域自治組織への助成に振り替えることはいたしません。それぞれの条例や要綱に基づき、これまでどおり交付されますので、地域自治に関する規定の中で明記する予定はございません。今後、地域自治組織から既存の補助金等の交付方法について、改善のご要望があった場合は、関係部局で慎重に検討します。
6. 地域自治組織の意思決定機関が、組織の規約に定めた事項について協議し、決定した内容は、当該地域自治組織の意思となります。しかしながら、これまでご答弁申し上げておりますとおり、地域内の各代表性を備えた場で話し合い、決められたことですので、概ね地域の総意と受けとめてまいります。
7. 地域自治組織に参加する・しないにより不利益が生じることはないという考え方は意見公募手続きで寄せられたご意見を踏まえて、地域自治の原則である「自主性の尊重と対等の原則」として整理し、規則で明記してまいりたいと考えております。
8. モデル地区では、地域自治組織の形成に向けての検討状況など地域自治の取組みについて、東丘校区約 3,800 世帯、上野地区約 6,200 世帯の全戸配布の情報誌により発行しているほか、東丘校区では 9 つの自治会を通じてのヒアリングや住民アンケートにより意見を聞く取組みが行われています。アンケートでは、643 世帯からの回答があり、地域自治の必要性に関する情報の記事について、「全住民の横のつながりを持つ仕組みを作る必要がある」や「必要性を具体的に訴えていくべき」など、賛同するご意見が約 6 割寄せられる一方で、「わからない点が多い」「全くわからない」という回答約 2 割ございました。
9. 条例案では、「地域住民」を、その地域に住む人、働く人、学ぶ人などを含めて定義していることから、市の職員は、その居住地にかかわらず、「地域住民」に含まれております。
10. 条例案の「地域住民」は市内全域に及びますので、附則に規定する「地域住民」

も地域自治組織の形成地域に限定されるものではありません。

11. 「地域づくり活動計画」は、これまで市議会でのご議論や意見公募手続のご意見を踏まえ、地域が主体的に取り組む事項を定めるアクションプランであることをよりイメージしやすいように、名称を変更したものでございます。また、個人の権限制限に関わる内容でございますが、市民の暮らしは、縦割りの一つの分野に収まりませんし、地域の課題を地域自治組織だけで解決するための取組みは、ハード・ソフトと単純に区分できるものでもありません。また、すべての課題を地域自治組織だけで解決することは困難です。このため、地域の将来像の実現に向けては、分野を限らず、地域の各種団体との役割分担も含めて総合的に検討いただく必要があります。その中から、多様な関係者間で合意された事項が地域づくり活動計画となりますので、関係者の合意のない事項が計画に挙げられることはございません。
12. 地域自治組織の公正性を担保するための方策としましては、「地域自治の原則」に基づいた運営を行う規定を組織の規約に定めることを、認定要件の一つとしています。その具体的な内容を市の規則に規定し、認定の際に審査いたしますので、審議会等の第三者の意見を聴く仕組みは予定しておりません。具体的な内容としまして、会議の場や会議録等の意思決定過程、活動報告・予算等を公開するなど、実質的に透明性の高い組織運営となるルールを規約に定めることを求め、常に、地域住民がしっかりとチェックできる仕組みとすることにより、公正さを確保できるものと考えております。

(質問)

1. 地域自治組織の認定要件やその後の運営状況において、政治的・宗教的・営利的な目的を持っているのではないかと疑われる場合にはどのようにそのことを調査・確認・対処されるのかお聞かせください。
2. 高額な助成金を毎年受け続けることと、地域の意思決定機関としての意味合いを持つためにはこの認定要件は理解しがたいものです。例えば、今の認定要件に加えて当該地域の全住民の過半数の賛同を得ることなど、より厳密な認定要件が無ければならないと考えますが見解をお聞かせください。
3. 当該地域住民の中で地域自治組織を結成してほしくないと思っている住民の意思はどのように尊重するのでしょうか、考えをお聞かせください。
4. 地域自治組織の認定も取消しも市長がすることになっていますが、その際に第三者の意見を聴いたり審査自体を第三者に任せるなど、外からの視点が存在しませんが、この仕組みだと、一般論として、例えば今後、その時の市長の地域後援会的性格をもたらす可能性もあります。もし、その時の市長の地域後援会的要素を持った組織になった場合、認定の取り消し権限は市長にしかなく、認定を取り消す方法は他にあるのでしょうか。そのように考えると明らかに仕組みとしておかしいと思いますが考えをお聞かせください。

<答弁>

地域自治推進条例案についての再度のご質問にお答えします。

まず、政治的・宗教的・営利的な目的を持っていると疑われる地域自治組織への市の対応といたしましては、活動や会議等の内容について関係者への聞き取りや現場の確認を行い必要な場合は改善や是正を求めたり、助成や組織の認定の取消しを行うことになるものと考えております。

2点目の認定要件についてでございますが、市は、毎年度、活動報告書の点検や助成金の交付審査を通じて、地域自治組織の運営や活動に対する助言・指導を行ってまいりますが、そもそも地域自治組織は、幅広い地域住民の主体的な参画により、多様な代表性を確保して合意形成しながら、全住民を対象とした公益活動を行う組織でございます。こうした位置づけと役割から、地域住民自らの自律的・継続的な評価・改善の取組みが何より重要であると考えております。このように地域住民と市が組織の運営を継続的にチェックしながら、自立・発展を促すことが、地域自治の趣旨に適うと考え、賛同者の割合ではなく、設立の過程と組織運営の規約が「地域自治の原則」に基づいていることなどを、認定要件としております。

3点目の、地域自治組織の結成に反対する住民につきましては、その理由をお聞きして問題点や疑問、不安等の解消に努めるなどの対応を丁寧に行うことが考えられます。また、組織の形成や活動は、開かれた検討の場を設けるとともに、その場に参加出来ない人の意見を聞くアンケートなどの取組みを行いながら、幅広い地域住民の参加のもとに、地域の事情に応じて進めていきますが、参加の意思をお持ちでない方に強制することはございません。

最後に、第三者意見など外からの視点につきましては、先ほどご答弁申しあげましたとおり、地域自治組織の運営や活動が、組織の規約に定めた内容に合致しているかどうかは、地域住民と市の双方が、公開される活動報告書や予算・決算等により客観的にチェックできるものと考えております。

(意見・要望)

このような今までにない仕組みで、なおかつ全市民に関係してくる取組にあたっては、出来る限り慎重に審議しなければならないと考えております。ですから最悪のことを想定しておかなければならないと思います。先だつての大阪市長選挙においては、地域振興会というコミュニティ組織が市長選挙の実質的な地域後援会であるかのような動きをしていたという指摘もあります。認定を受ければ毎年最大300万円もの助成が受けられる組織がそういったあり方にならないかと危惧するものであります。認定要件はその組織の正当性を担保するものとして極めて重要であります。認定要件の厳密さとその組織に任せられる内容が比例していなければならないと考えます。今回示された認定要件に対してあまりにも大きな財源と地域の意思決定機関としての位置付けをもたらすことはバランスを欠いていると言わざるを得ません。当該地域内に居住する人すべてが構成員であるとうたうのであれば、全ての人にその意思確認をしなければなりません。意思確認も受けていない人を無理やり組織の構成員とすることは人権を無視した考え方であり、到底容認できません。全員の意思を確認できないのであれば、地域の意思決定機関としての存在価値は当然ありませんし、その組織にまかせられる内容をもっと具体的に限定すべきです。

まだこれから委員会での審議もありますが、現時点では時期尚早であり、この内容では当会派としては今後も受け入れることができないと申し上げておきます。

【まちづくり条例の改正について】

(質問)

豊中市まちづくり条例は、市民と市が、今で言うところの協働やパートナーシップに基づいてまちのあり方を考え共に汗をかいていくことを条例化したものであり、その後の自治基本条例の考え方にもつながるものであると認識しています。ここでは、それらの考え方が絵空事でなく、きっちりと市の中に根付いているかどうかを確かめるために質問をしたいと思います。

1. 第1条で「豊中市総合計画における」という文言が今回の改正案では削除されることとなりますが、自主立法でもある本条例の設立過程や根拠が不明確になり、この条例の持っていた目的を全く別の物にする事となります。見解をお聞かせ下さい。
2. 附則において、現行まちづくり条例において提案されたまちづくり構想は、改正後の条例規定において提案されたまちづくり構想と見なすとありますが、現行条例において認定されたまちづくり協議会自体は改正後の条例においても条例上のまちづくり協議会であるのでしょうか。条例案自体にはまったくそのことが触れられていないと思うのですが見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

まちづくり条例の改正にかかる2点のご質問にお答えいたします。

1点目の「豊中総合計画における」という文言を改正案に入れていないことについてですが、第1条の目的にある「市民と行政によるまちづくりの推進」は、当時の総合計画の施策の柱のひとつでございますが、その後、第3次総合計画に移行し、基本構想における「まちづくり基本理念」に受け継がれました。この理念は、第3次総合計画における位置付けだけでなく、自治基本条例にも位置づけられており、すでに市政における基本的な理念となっております。こうした現状を踏まえて、今回の改正案としたものでございます。

次に2点目の認定したまちづくり協議会の改正後の位置付けについてでございますが、既存のまちづくり協議会は、従前の条例に基づいて認定されたまちづくり協議会という位置付けになり、改正条例上の協議会とはなりません。しかしながら、既存の協議会が提案されたまちづくり構想は、改正後の条例におけるまちづくり構想とみなしており、これを実現していくまちづくり協議会は、当然、まちづくり構想の実現に向けてパートナーと考えており、その活動を支援していきたいと考えております。

(質問)

先ほどの答弁では、構想自体は改正後も有効だが協議会自体は条例上のものではないことになるということです。私もまちづくり協議会の一員ですがこれまでにそのような説明は一度も聞いたことがありません。3地区のまちづくり協議会の皆さんにはこのことは話をされましたでしょうか。通常、常識として認定を受けたまちづくり協議会が改正条例上のまちづくり協議会でなくなるのならそのことを対象のまちづくり協議会の関係者に話して承諾を得ておくべきです。さらにそのことを明らかにした内容で

パブリックコメントもすべきです。話をしていないとすれば、大問題です。3地区のまちづくり協議会の皆さんにこのことを話して承諾を得ているか、話をしていないとすれば大問題だという認識はあるのか見解をお聞かせください。また、条例改正によってまちづくり協議会の認定が改正後のものとみなされないことによる違いは何なのかお聞かせください。

<答弁>

まちづくり条例の改正にかかる再度のご質問にお答えいたします。

まちづくり構想の継承については、まちづくり協議会に対してご説明をしておりますが、協議会に関しては特段のご説明はしておりません。といいますのは、既存のまちづくり協議会がまちづくり条例の認定を受けたという事実は、まちづくり条例を改正した後も変わることが無く、また、まちづくり条例改正後も、市とまちづくり協議会の関係に違いが生じることはございません。市は、今後も、既存のまちづくり協議会を、まちづくり構想の実現に向けて協働するパートナーと考えております。

(意見・要望)

先ほどの答弁で、認定を受けたという事実は変わらないが、改正後の条例におけるまちづくり協議会ではなくなるという解釈には理解しがたいものがあります。おそらく、3地区のまちづくり協議会の関係者も同じような印象をもたれるのではないのでしょうか。いわばだまし討ちのようなものです。到底納得できるものではありません。市民の努力や気持ちに対してあまりにも冷たい対応であり、自治基本条例の精神が全く反映されていない対応だと申し上げておきます。

【大阪国際空港就航都市サミット及び今後の空港施策について】

(質問)

平成22年度から始められた、大阪国際空港就航先へのトップセールスも今年度で終えられ、先日の市長の施政方針でも述べられましたが、友好都市のつながりが全国へと広がってきたことには率直に評価をさせていただきますとともに、市長を初め理事者や関係者の皆様には感謝申し上げます。そしてこれからはますます重要になってくると思うのですが、新年度に開催を予定されている大阪国際空港就航先都市サミットについてお伺いいたします。このサミットの概要についてお聞かせください。特にこのサミットの狙い、およびサミット後の展開をどのように考えておられるのか詳しくお聞かせください。

<答弁>

大阪国際空港就航先都市サミットの狙いと今後の展開についてのご質問にお答えいたします。

大阪国際空港就航先都市サミットにつきましては、本年2月17日に就航先都市間で展開可能な施策や取り組みの方向性などについて、全国38都市の内21都市間の担当者の参加のもと大阪国際空港ターミナルにおいて、就航先都市サミットに向けた準備会を開催し、意見交換を行ったところです。

ご質問の就航都市サミットの概要については、本市と就航都市のみならず、就航先都市間同士の交流や、地域と地域との新たな交流の発展を目的として、就航先都市の市長・町長・村長に本市にお越しいただき、地域力や都市間交流のあり方、また、空港所在都市が抱える課題や空港と地域の活性化に向けた意見交換などを予定しております。

開催後の展開については、豊中商工会議所、大阪国際空港ターミナルなどの関係機関や関係部局と連携を図りながら情報交換や災害時における相互応援、課題など個々の交流の具体化に向け、空港を活かしたまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

(意見・要望)

就航先都市サミットの概要についてはおおむね理解をいたしました。特に、地域間の交流だけにとどまらず、空港所在都市が抱える課題についても意見交換をなされていくということですので、大いに成果を期待するところであります。ご承知のように関西空港をはじめとする国内の空港においては海外勢も含めた新規事業者の就航が相次いでおります。これは利用者の声を反映した動きであるとして取ることができます。翻って大阪国際空港は、その運用状況からみても利用者の声を反映したものとなっているとは言い難い部分もあり、本市にとって空港が所在することによる経済的恩恵が限定的になっているといえます。ぜひ、これからの展開として、これまでの取り組みによってできた空港所在都市間のネットワークを大いに活用して未来の展望が開ける大阪国際空港にさせていただきますよう強く要望いたします。

【ごみ収集運搬業務体制の見直しについて】

(質問)

ごみ収集運搬業務体制の見直しについて伺います。新・豊中市行財政改革プランの平成24年度当初予算反映額によると、ごみ収集運搬業務体制を見直すことにより、来年度の人件費4億1183万8千円と物件費1223万1千円の削減効果を見込まれていますが、それぞれの内訳について詳しく教えてください。また、これらの削減効果の中に、ごみ収集・運搬業務の作業員を現行の3人から2人体制にするということが入っているのでしょうか。

平成21年の3月定例会の本会議で、2人乗車についての提案、要望をさせて頂き、その際のご答弁で「様々な角度からその可能性について検討してまいりたい」とありました。あれから、3年が経過しましたが、どの程度検討されてきたのか、また、現在においても実施されていないのですが、改めて、2人乗車を実施していない理由をお答えください。

<答弁>

新大綱達成プランに掲げられております「ごみ収集運搬業務体制の見直し」に係る平成24年度予算における削減効果額の内訳でございますが、まず、人件費につきましては、ごみ収集運搬業務の委託区域を30%から40%に拡大したことによる収集車両の減車に伴う人員減少分20人、収集区域の変更と効率的な収集体制の確立に伴う人員減少分20人、更には事業所の統廃合に伴う人員減少分等を含めた合計51人の人員減によるものであります。

また、物件費につきましては、収集車両の減車に伴う車両借り上げ料や燃料費の縮減に伴う経費と、車両の洗車等に使用する水道使用料や電気使用料の縮減などが主な内訳でございます。

次に、2人乗車に向けた検討状況と未実施の理由でございますが、新大綱達成プランの実現に向けた取り組みの優先順位として、まずは、ごみ収集運搬業務における委託拡大について検討を行い、関係者等との協議・調整を図りながら、議会手続きを経て本年4月からの実施に繋げてきたところであり、収集業務を図りながら、議会手続きを経て本年4月からの実施に繋げてきたところであり、収集業務の2人乗車への移行につきましても、本年4月以降、実現可能な収集業務を引き続き、検討してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

ごみ収集運搬業務体制の見直しについてですが、ごみ収集運搬業務の委託化拡大、収集区域の変更と効率的な収集体制の確立、事業所の統廃合などによる人件費等の削減の取り組みについては、関係各課の方々のご努力、ご尽力を大いに評価させていただきます。

一方で、平成21年の環境福祉常任委員会の決算審査の際に「2人乗車への見直しの時期について、平成24年度を念頭におきながら、検討していく。

また、2人乗車による費用効果額は、定期収集で52名の職員の削減が考えられ、人件費で約5億2520万円になる」と明言されており、本来なら来年度から2人乗車が実施されているべきところ、来年度も3人乗車から2人乗車への見直しがなされないということは、当初計画していた費用対効果が得られなかったということで、過剰な税金の支出が発生することに関しては、重く受け止めて頂きたいと思います。

新豊中市行財政改革大綱達成プランの中には、ごみ収集運搬事業のあるべき姿として、「民間の主体と行政のいずれでも担うことが可能な部分に関しては、民間の主体による全部実施時の相当額と同等の費用で実施」と記載されています。だとするならば、現在、直営で行っているごみ収集運搬業務については、民間事業者と同様の2人乗車にする必要がありますし、職員給与についても民間事業者と同水準にしなければ、民間の主体による全部実施時の相当額と同等の費用での事業実施は不可能だと思います。是非とも、可能なところから早急に 随時、2人乗車への移行を進めて頂くことを強く要望しておきます。

【環境交流センターについて】

(質問)

今回のリサイクル交流センター条例の改正案により、リサイクル交流センターは環境交流センターになるようですが、今までの事業内容と今後の事業内容について教えてください。

これまでの施設の人件費、運営費これからの運営体制とコストについて教えてください

現在の場所は国の補助金を受けて整備されていると思います。その経緯と施設の目的変更をすることについての制約、補助金返還が不要になるまであと何年施設を保持する必要があるのかについて教えてください。

<答弁>

まず、現在のリサイクル交流センターの事業内容でございますが、循環型社会の形成に向け、市民・事業者の3R活動を推進するための交流事業、情報提供事業及び実践事業を実施しております。一方、リサイクル交流センターをリニューアルし、平成25年度から運用を開始する環境交流センターでは、現在行っております3R活動の推進事業をはじめ、環境学習の充実を図るための拠点施設として、地球環境の保全、環境への配慮、資源・エネルギーの有効利用といった広く地球環境等に関する事業を行うものがございます。

次に、管理運営経費でございますが、リサイクル交流センターにつきましては、臨時職員3人分の人件費552万1千円のほか、清掃及び機械保守に係る委託料などを合わせまして1,013万4千円を平成24年度予算案として計上しておりますが、環境交流センターにつきましては、公募等の手続きを経て、平成25年度から指定管理者による管理運営を予定しておりますので、現時点では、管理運営経費の額をお示しすることはできません。

リサイクル交流センターは、曾根駅周辺地区のまちづくり事業の一環として、国のまちづくり総合支援事業による交付金を受けて整備したものでございまして、リサイクル交流センターから環境交流センターへリニューアルいたしましても、環境問題や3Rに関する取組みも継続することから、交付金の返還は生じませんが、まったく違う用途に転用した場合は、原則として全部又は一部の返還を求められることとなります。

(質問)

リサイクル交流センターのホームページを拝見させていただきましたが実施されているイベントの一例を挙げますと

1. 不要ハンカチを使ってはし袋を作ります
2. 不要なハンカチや余り布を使ってバラの髪飾りを作ります
3. 不要ハンカチや余り布を使ってオリジナルマスクを作ります
4. 新聞紙トートバッグ作り
5. いらなくなったチラシを使ってなべ敷きや、動物の折り紙教室

となっています。このようなイベントによりリサイクル意識を向上できるのか疑問があります。こういった事業を、今後も継続していく予定なのか教えてください。

また豊中市環境情報サロンの取り組みとしては

1. 環境関連の図書・雑誌やビデオ、各種情報誌等の閲覧コーナー
2. パソコンによる環境情報の閲覧コーナー
3. 環境啓発に関する各種催し

となっていますが、1については図書館で、2については市民が自宅のパソコンや公共のパソコンで、3については各種市有施設で行えば足りると思います。

もう一度お尋ねしますが今回の看板の架け替えでこのような事業とは違うことをするおつもりなのか、事業として成功と言えるための数値目標を立てられているのか(例えば来館者数、資源エネルギーの有効利用による省エネ効果、廃棄物の減量効果)について教えてください。

<答弁>

環境交流センターに関わります再度のご質問にお答えいたします。

環境交流センターでは、現在、リサイクル交流センターで行っているリサイクル工作教室や 3R 実践市民講座等に加え、環境情報サロンの事業を再構築するとともに、地球環境の保全等に関する活動のための交流の場や情報の提供などの事業も行うこととしており、指定管理者のノウハウも活用しながら、センター事業の充実を図ってまいります。なお、数値目標については、利用者数が一つの指標になるものと考えており、リサイクル交流センター及び環境情報サロンの利用者数の合計人数を念頭に置きながら、施設の有効活用を図ってまいります。

(意見・要望)

これまでのリサイクル交流センター事業についてはその妥当性に大いに疑問があります。今回リサイクル交流センターと環境情報サロンの機能統合をして環境交流センターになることとなります。同じ事業を継続するのではなく新しい取り組みを期待しております。次に統合できる事業はないと思いますのでよろしく願いいたします。

【路上喫煙防止条例について】

(質問)

豊中市路上喫煙の防止に関する条例の制定について議会に提案されましたが第5条の「路上喫煙禁止区域の指定」としては駅周辺のみを想定しているのか、公園を指定することもありうるのか教えてください。

<答弁>

路上喫煙禁止区域につきましては、路上喫煙により身体や財産への被害が生じる恐れの高い駅周辺を想定しており、現時点では公園は想定致しておりません。

しかしながら、条例の中で「道路等の公共の場所における喫煙については、その防止に努めるとともに、路上喫煙をするときは、他人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない」と規定いたしておりますので、公園につきましても、他人の迷惑になる喫煙はしないよう、注意喚起や啓発を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

当初想定している禁止区域については駅周辺ということが分かりましたが、従前の児童遊園など特に利用者に乳幼児や児童が多い公園について将来指定を行う可能性はありますでしょうか？考えをお聞かせ下さい。

<答弁>

公園につきましても、市民等の身体及び財産への被害を防止するため、特に路上喫煙を禁止する必要があると認める、という条例の要件に該当する公園があれば指定することは可能でございますが、先ほどもご答弁いたしましたとおり、まずは注意喚起を促す看板設置や啓発活動を行うなど、喫煙マナーの向上に努めて参りたいと考えております

なお、公園利用者や近隣住民の方の総意で禁煙にしたいという申し出があったような場合は、路上喫煙禁止区域の指定の有無にかかわらず、公園管理者として規制することも可能であると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

公園も「道路等」に含め公園での喫煙に関して努力義務を課されたことは一定の評価をいたします。ただ利用者からは公園の禁煙を求める声をよくお聞きします。今後、児童の利用が多い公園については指定を拡張していくことを要望いたします。

【プラスチック製容器包装のリサイクルの現状認識と課題について】

(質問)

プラスチック製容器包装のリサイクルの現状認識と課題について伺います。現在のプラスチック製容器包装に関する市民の分別協力率と、4月から始まる新分別における分別協力率の見込みはいくらでしょうか。また、市民が分別排出したプラスチック製容器包装を収集した後の処理方法及びリサイクルルートを具体的に教えて下さい。現在、プラスチック製容器包装の処理にかかる費用は処理、手選別、リサイクルなど全部でいくらぐらいなのでしょう。また、現行のリサイクルルートや手法における技術的、経済的、効率的課題や問題点に対する市の認識と見解について教えて下さい。

<答弁>

プラスチック製容器包装の分別に対する市民協力率でございますが、平成20年度に、市内の約28%に当たるモデル地区を対象として実施いたしました「ごみ質」調査では、36.2%でございました。

また、4月から実施するごみの新分別収集における市民協力率の見込み数値でございますが、本市と同様にモデル地区から全域に収集を拡大された府内の他市事例での市民協力率の実績率が60%であることから、本市においても同等の市民協力率を目指して行く観点から、目標値として60%を設定しております。

次に、プラスチック製容器包装の処理方法及びリサイクルルート及び処理経費でございますが、収集いたしましたプラスチック製容器包装はクリーンランドにおいて手選別ラインで異物除去を行い、圧縮減容器でバール上に梱包した後に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、いわゆる容器包装リサイクル法に基づく指定法人である財団法人日本容器包装リサイクル協会へと引き渡され、その後再商品化製品利用メーカーへと流れており、その処理に係る経費につきましては、平成22年度のクリーンランド決算によりますと、歳出ではストックヤードの管理委託や処理業務・再商品化負担金などで、約3580万円、歳入では指定法人を通じた事業者からの再商品化合理化拠出金が約2540万円となっております。

また、リサイクルルートや手法における課題・問題点に対する認識でございますが、容器包装リサイクル法では、容器包装の利用事業者や容器の製造事業者及び消費者にも一定の役割を担わせることを基本とした再商品化ルートを構築するなど再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効な利用を図ることとしております。

本市といたしましては、循環型社会の形成を目指して、引き続き、容器包装廃棄物に係る効果的な3Rの推進を、市民、事業者等と連携して進めていくことが重要であると考えております。

(質問)

プラスチック製容器包装のリサイクルの現状認識と課題について再度質問します。クリーンランドが収集したプラスチック製容器包装は手選別を行った後、容器包装

リサイクル協会に引き渡していますが、その後、どの程度、リサイクルされ、どれくらいが熱回収されたり、単なる焼却処理されているのでしょうか。また、優先的に実施されているマテリアルリサイクルでは、業者に引き取られたうちの約半分しか再製品化されておらず、残りのほとんどが熱回収(サーマルリサイクル)されています。さらに再製品化されたものも、市場でどの程度、再利用されているのか全く把握されていません。このように、市民がせっかく分別して排出したプラスチック製容器包装が確実にリサイクルされることが保証されず、かなりの割合で焼却処理による熱回収が行われていること現状を考えると、市民の分別の手間やコストの削減のために、容器包装プラスチックも含めた全てのプラスチックごみを焼却処理して熱回収するサーマルリサイクルをする方が良いのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。また、100%リサイクルされていない現状があるにもかかわらず、市民に分別を求めていくことに何の罪悪感を抱いたり、矛盾を感じられないのかお答えください。

<答弁>

クリーンランドから日本容器包装リサイクル協会に引き渡した後の処理についてでございますが、ごみを原料として再利用するマテリアルリサイクルでは回収量の約半分の5割が再商品化製品として生まれ変わり、再商品化出来なかった残り半分のうちの90%は焼却して、その際に発生する熱をエネルギーとして回収する等により有効利用されていると、クリーンランドから聞いております。

次に、全てのプラスチックを焼却処理して熱回収する方が良いのでは、とのご質問でございますが、循環型社会形成推進基本法では、循環型社会とは、第一に廃棄物等の発生を抑制し、第二に排出された廃棄物等については、できるだけ資源として循環的な利用を行い、最後に循環的な利用が行われないものは適正に処分することで、天然資源の消費が抑制され環境への負荷ができる限り低減される社会とされております。

さらに、同法第7条では、循環資源の循環的利用及び処分の基本原則として、一番目は再使用、二番目は再生利用、三番目は熱回収、最後に適正処分と言う優先順位を定めております。この優先順位の考え方は、一旦、熱回収を行うと、その循環資源は再び繰り返して利用することはできなくなりますが、再使用や再生利用は、これらを繰り返した後でも熱回収は可能であるので、天然資源を効率的に利用し、かつ新たな資源採取に伴う環境への負荷を回避する観点から、熱回収より再使用や再生利用を優先するというところでございます。

したがいまして、本市におきましては、市民の方には分別のご苦勞をおかけすることとなりますが、法の趣旨と規定に基づいた処理、取り組みを進めていくことは、当然のことであると考えております。

(意見・要望)

プラスチック製容器包装のリサイクルの現状認識と課題についてですが、4月から実施するごみの新分別収集によって、市民協力率の目標値を6割とされ、市民の分別義務をより一層厳格化していくことだと思っております。また、市としても、分別の種類

を増やすとともに、クリーンランドにおける手選別ラインの増員や設備規模の拡大など環境への配慮、リサイクルの推進に努められていることは理解もしますし、評価もします。しかしながら、現在の法律やリサイクルルート、手法における技術的、経済的、効率的課題や問題が明らかな中で、市民に対して分別の手間を求め続けることや、法の趣旨や規定に基づいた処理、取り組みを進めていくことに、違和感を覚えますし、納得がいきません。

市民の方々に分別のご苦勞をおかけするとの認識があり、法の趣旨と規定に基づいた処理、取り組みを進めていくことが当然と言い切るのであれば、豊中市単独でも、他市との連携や大阪府、広域連合を通してでも、現行の法律の問題点、規定に基づいた処理における課題の解決を、環境省、経済産業省、容器包装リサイクル協会などに対して、もっと積極的に、厳格に要求し、改善させる働きかけをして頂きたいと強く強く要望します。それでも、現行の法律やリサイクルルート、手法における課題や問題が解消されない場合は、あらためて、市としてのごみ処理、リサイクル手法の変更や改善を求めさせて頂きたいと思います。

【生活保護について】

(質問)

長引く景気低迷の下、平成24年度予算案におきましても生活保護費は昨年対比増加をいたしております。しかし先日の報道によりますと国の生活保護費の不正受給が2010年度に約2万5000件(前年度比29%増)、総額は約129億円(同26%増)にのぼり過去最悪であることが厚生労働省のまとめで分かったとのこと。市民の方からも生活保護費は増える一方だが、受給適正化の取り組みもなされているのか、という声をよく頂きます。そこで現在の生活保護受給適正化の取り組みについて教えてください。

<答弁>

健康福祉部に関わります生活保護についてのご質問にお答えいたします。

生活保護の受給申請時には、「資産申告書」や「収入申告書」の提出及び、銀行・保険会社等の金融機関への調査や扶養義務調査などにより収入資産の把握を行い保護の決定を行っております。

また、受給者には、三ヶ月に一度の収入の申告や課税調査、求職中の場合、毎月「求職活動・収入申告書」の提出に加え、訪問による実態把握により受給の継続の適否の確認を行っているところでございます。

(質問)

これまでも様々な受給適正化への取り組みをされているとのことで一定の評価をさせていただきます。

ところで生活保護費のうち住宅扶助につきましては、生活保護案件は税金による住宅扶助があるので取りはぐれがないとのことで、大家さんが従前は安かった物件を保護費の上限いっぱい、例えば単身者向けだと42000円付近に値上げして設定する物件もでてきているという話も聞きますが、このことについて市として支給額適正化のためにとっている対策があるのか、またこのような事象についてどのような対策を取られる予定かを教えてください。

医療の過剰受診についてもよく聞く話ですが、市として今後どのような対策をとる予定か、また市としての取り組みに限界があるとすれば国に何を求めていくおつもりかを教えて下さい。医療機関や医師会との連携の有無・内容についても教えてください。

実質的には婚姻を解消していないのに離婚届を出したうえで生活保護を受給する、いわゆる「偽装離婚」についても市民の方からよく話を聞きますが、市はどのように対処しているのか教えてください。また現行法上の限界があるという考えでしたら、具体的に教えてください。

<答弁>

生活保護について再度のご質問にお答えいたします。

民間住宅の家賃は、一般不動産賃貸市場により形成されており、契約書等により内容を十分点検し、基準内であれば住宅扶助を支給しております。なお、設備や間取りなどから比較して近傍同種の賃貸住宅の家賃相場と大きな差異がある場合には、再考するよう助言を行っております。

次に、医療の過剰受診については、医療要否意見書及びレセプトを嘱託医や専門職員によりチェックし、適正な受診の指導を行っております。また、レセプト点検により資格検査・診療内容点検を行い、平成 22 年度で約 5 千 7 百万円の過誤調整額の返還を受けたところでございます。さらに、医療機関に向けては、三師会と連携しつつ生活保護指定医療機関の遵守事項の周知に努めております。現在、「生活保護制度に関する国と地方の協議」の場において、生活保護受給中の患者に関する請求が突出して多い点や診療内容などから、適正か不適切かを見極める基準を策定することなどが議論されているところであり、今後の動向を注視しているところでございます。

「偽装結婚」が疑われる場合には、担当者が家庭訪問を行い生計同一性の有無について確認に努めておりますが、現行制度上は、捜査権がなく、本人の同意に基づく調査しか行えない状況にあり、実務上の課題であると考えております。

(意見・要望)

住宅扶助の問題につきましては確かに大家さんの経済的合理性を求めた行動が結果として先述のような現象を生じさせていると言えるのですが、なにか釈然としない気がします。現状で先程のような取り組みを地道に進めていただくしかないと思います。

医療の過剰受診につきましても、何が過剰かの判断が難しいこともありますが、生活保護の受給適正化の観点から取り組むべき課題であると思います。そのなかでレセプト点検や資産調査等により一定の効果をあげられていることを評価します。

偽装離婚による不正受給につきましては問題を認識されているが実際の現場では摘発は難しいとのことです。また現行法上の壁もあることも分かりました。もっとも市民の方から不正受給の防止にむけた取り組みを求める声は多くありますので、市民からの通報があった場合については引き続き調査等に取り組んでいただきたいと思います。

【児童扶養手当について】

(質問)

実質的には婚姻を解消していないのに離婚届を出したうえで児童扶養手当を受給するいわゆる「偽装離婚」について市はどのように対処しているのか教えてください。不正発覚の端緒としてはどのようなものがあるかも教えてください。

<答弁>

こども未来部に関わりますご質問にお答えいたします。

児童扶養手当の不正受給防止策についてでございますが、児童扶養手当制度では公的年金や遺族補償を受けることができるとき、あるいは婚姻の届出、また事実上婚姻関係になったとき、すなわち事実上は夫婦であるにも関わらず離婚届を出し、対外的に離婚を装っている場合は手当を受けることができなくなります。この制度上のルールを理解されていないため、職員の自宅訪問や窓口での面談等により受給対象外であることが分かり、手当を返還して頂いたケースがございます。

不正受給をなくすための取組みでございますが、まず、窓口相談の際に、受給資格などの制度の説明をいたしております。また、毎年 8 月の現況届の際には全員に面談を行い、対象者であるかどうかの確認をし、再度の注意喚起を行うなど防止に取り組んでおりますのでよろしくお願い申し上げます。

(質問)

先程の御答弁からすると、受給資格などの制度説明や注意喚起をするだけで、悪意あるものの不正受給を防ぐには不十分と思われれます。不正受給の情報を集め調査する仕組みを作ることなどの取り組みも必要と考えますが、市のお考えを教えてください。また現行法上の摘発の限界があるというお考えならば、具体的に教えてください。

<答弁>

児童扶養手当の認定請求の新政の際には、戸籍謄本や住民票、また、状況に応じて民生児童委員の状況確認書など様々な書類を提出していただいております。併せて申請者から現在の生活状況などの聞き取りにおいて不審と思われるものについては、厳しい姿勢での対応に努めております。

不正受給ではないかとの通報を受けての判断につきましては、職員による自宅訪問などの実態調査により判断いたしますが、法律に定められたものではなく、捜査権を持たないため限界がございますので、ご質問の仕組みづくりにつきましては、現状では困難でございます。

今後につきましても、認定請求の申請や現況届けの際の聞き取りを行う職員のスキルアップなどに努め、円滑な業務の運営に努めて参りますのでよろしくお願い申し上げます。

(意見・要望)

偽装離婚への対応につきましては調査のきっかけとしては市民の皆様からの通報に頼らざるを得ないということ、また仮に調査をすとしても現行法上は摘発に限界があるとのことでした。

先程の生活保護にしても児童扶養手当につきましても福祉の分野であり、不正受給の撲滅についてはなかなか取り組みにくい課題だと思います。例えば別の部局で各種手当の不正受給撲滅 G メンといった組織を設けて不正受給を防止し、市民の方からの不信の声にこたえていくことも検討できるのではと意見しておきます。

【国民健康保険や介護保険のインセンティブ制度の導入について】

(質問)

国民健康保険や介護保険のインセンティブ制度の導入についてお伺いします。国民健康保険や介護保険の現在の全体の加入者数と加入率、被保険者に対する利用者の割合はいくらでしょうか。また、世代別の加入者数、加入率、利用率はいくらでしょうか。

国民健康保険や介護保険は、基本的には前年度の所得に応じて保険料が決められており、利用頻度や利用額は保険料の算出に影響しません。そのため、保険料を納めていても、ほとんど利用されない方にとっては、全体の医療費や介護保険費用が上がるたびに、保険料が上がり続ける現状に不公平感をもたれる方がいるのではないかと思います。そこで、一定の年齢以上の方を対象に、年間の保険利用額が一定以下の方には、次年度の国民健康保険や介護保険の保険料を減免するインセンティブ制度の導入は出来ないものかと考えます。

インセンティブ制度の導入により、市民全体の健康に対する意識や意欲も今まで以上に向上し、これまで保険をほとんど利用されなかった方にとっては、不公平感の解消に繋がります。また、次年度の保険料が下がる可能性があるのであれば、過剰な保険使用の抑制効果が生まれ、医療費や介護保険費の抑制にも繋がるのではないかと思いますので、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

国民健康保険の加入者数等でございますが、平成23年3月末時点で、加入者数は10万7313人、人口に対する加入率は27.2%、加入者100人あたりの受診率は、平成22年度決算で年間1054件となっております。また、世代別の加入者数及び人口に対する加入率は、14歳以下が8784人で16.0%、15歳から54歳が63089人で25.0%、65歳以上が35440人で74.0%となっております。

介護保険の第1号被保険者数等につきましては、平成23年3月末時点で、85979人、高齢化率は21.8%で、第1号被保険者の認定者数は15541人、認定率は18.0%でございます。介護サービスの利用者数は、平成22年度決算で、年間11万2914人となっております。また、世代別の認定者数及び認定率は前期高齢者が2529人で2.9%、後期高齢者が13012人で15.1%となっております。

次に、保険給付費の利用実績により保険料を値下げするというインセンティブ制度でございますが、保険制度は、誰もが、いつでも、どこでも、安く、安心して医療や介護サービスを受けることができるよう、加入者の負担能力に応じて保険料を負担していただくという互助共済的な制度で、私的な保険とは異なり、負担した保険料と給付は必ずしも対応しておりません。保険制度は、公平な保険料負担により健全な運営を図ることが重要であるとされておりますことから、保険給付を受けないことで保険料負担を軽減することにつきましては、保険制度の趣旨から困難であると考えております。

また、インセンティブ制度を実施した場合、保険料負担の軽減を受けるために、必要な時に必要な医療や介護サービスを我慢することでかえって症状が悪化し、結果的に保険給付費の増加につながるということも危惧されるところでございます。

(質問)

国民健康保険や介護保険のインセンティブ制度の導入についてお伺いします。保険料の負担額が負担能力でしか算定されず、保険給付を受けた頻度や金額が全く反映されないこと、負担した保険料と給付が対応していないことのどこか公平な保険料負担と言えるのでしょうか。さらに、保険給付を受けないことで、保険料負担を軽減することが、保険制度の趣旨から困難とのことですが、何故、困難なのでしょう。民間の保険であれば、同様のインセンティブが受けられる仕組みが構築されていますが、出来ない理由をお答え下さい。

さらに、保険利用額の多い方に、保険料の値上げをすべきと言っているわけではなく、インセンティブ制度を実施した場合に、必要な時に必要な医療や介護サービスを我慢して症状が悪化する、保険給付費の増加につながるの見解は理解できません。先程の答弁は、提案内容が出来ないのではなく、したくないために述べられているように感じましたが、あらためてご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

医療保険や介護保険につきましては、相扶共済の精神に基づき、すべての人が強制的に加入し、保険の仕組みを利用して、病気やけがなどによる経済的な負担を軽減することを目的としており、任意加入の民間の保険とは特質が異なっております。民間の保険のように、保険給付のリスクに着目した保険料にした場合、所得が少ない世帯では、保険料が負担できないということも生じてまいります。

そのため、すべての人に負担能力に応じた保険料をご負担いただくこととしており、所得が同じであれば保険料も同じという意味で、公平な保険料負担と申すことを申し上げているものでございます。

インセンティブを導入した場合には、給付等に要する財源が不足し、その分を全被保険者でご負担頂くことになるため、結果的に保険給付を一定額以上受けている人の保険料が増加することになります。

また、保険料は、負担能力に応じてご負担頂くとしておりますが、所得の低い世帯の負担感は少なくなく、インセンティブを受ける目的で、必要な医療や介護サービスの給付を我慢することによる重症化ということも危惧されるところでございます。

一部とはいえ、保険給付に応じた保険料負担の考え方を導入することにつきましては、高額な給付に対しても全ての被保険者で支えあう保険制度の趣旨から相容れないものと考えております。

(意見・要望)

国民健康保険や介護保険のインセンティブ制度の導入についてですが、医療や介護サービスを一切受けない方にとって、受ける方の増加や費用の増加で、保険料

の負担額が増えることや、サービスを受けてなくても保険料の算出に全く反映されない点について、公平な保険料負担とは言えないのではないかと指摘しているのです。また、民間の保険と異なり、強制的な加入だからこそ、少しでも公平にするべきだと思うのです。そのために一定の年齢以上で、年間の保険利用額が一定以下の方に、次年度の国民健康保険や介護保険の保険料を減免するインセンティブ制度の導入を提案しているわけです。確かに、インセンティブを導入した場合、一時的に給付等に要する追加の財源が必要となるかも知れません。しかし、インセンティブの導入により、これまで保険をほとんど利用されなかった方にとっての不公平感の解消と共に、市民全体の健康に対する意識や意欲の向上が期待され、過剰な保険の使用の抑制効果が生まれ、結果的に医療費や介護保険費の抑制に繋がるのではないかと思いますので、是非とも、導入に向けた検討をしていて頂きたいと要望しておきます。

【診療報酬請求のチェック体制について】

(質問)

診療報酬請求のチェック体制についてですが、診療報酬の過誤請求等は毎年、どれくらいの件数発生し、どれくらいの額に上っているのでしょうか？また、それらの問題や課題を解決するために具体的にどのような取り組みをしているのでしょうか？一方で、各種健康保険事業において、保険機関から、被保険者に対して医療費通知書を作成し送付していますが、その目的とそれにかかる経費とその財源内訳について教えて下さい。

<答弁>

診療報酬明細書の審査による過誤請求につきましては、平成22年度決算で9952件、金額は9579万9千円となっております。

診療報酬明細書の審査は、国保連合会が行う資格や点数計算等の1次審査を経た後、市においては2次審査として、診療報酬明細書に審査に関する専門的な知識を有する職員を配置し、個々の内容を詳細に審査するとともに、必要に応じ、同一被保険者の診療報酬明細書を数か月分にわたって比較する縦覧点検などを行っているところでございます。しかしながら、審査対象となる診療報酬明細書の枚数がひと月で約12万枚に上ることから、一層、効率的・効果的に審査を行う必要がございます。このため、市が行う審査と合わせまして、国保連合会が平成23年度に導入した新システムも活用しながら、効率的で精度の高い審査に努めてまいります。

次に、医療費通知につきましては、国の指導に基づいて年6回実施しております。実施の目的は、保険で支払った医療費をお知らせすることにより、一人ひとりがご自分の健康管理に心がけていただくことや適正な診療を受けていただくための目安とするなど、医療と医療費についての意識を持っていただくことを目的としておりますが、一方では、医療費の抑制効果や、医療機関の不適切な請求などに対する心理的な抑制効果も期待しております。

次に、医療費通知の実施に要する経費は、印刷製本費や郵送料を合わせて年間で、1629万円であり、財源は保険料でございます。

(質問)

診療報酬請求のチェック体制についてですが、診療報酬明細書の審査による過誤請求等については、昨年度決算で9952件、9579万9千円とのことですが、市が行っている審査に係る経費はいくらで、配置している職員数とその人件費についても教えて下さい。

一方で、市民から医療機関の不適切な請求に関する連絡件数やその金額はいくらぐらいなのでしょう。

また、医療費の総額や自己負担額、保険料による負担額を医療費通知書で示すことが、医療機関への受診頻度、通院頻度の抑制や医療費の抑制につながっているのでしょうか。診療報酬の過誤請求等のチェックについては、費用対効果を考えると、

医療通知書を対象者に送るよりも、診療報酬明細書の審査業務の人員を増員した方が、良いと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

診療報酬明細書の審査を担当する職員数は、8名で、その経費は、平成24年度予算案で1439万3千円でございます。

また、医療費通知の内容を見た被保険者からの問い合わせで、職員が請求内容に疑義があると判断し、指導権限のある大阪府へ通報した件数は、平成21年度が14件、平成22年度が9件であり、金額につきましては集計しておりません。

医療費通知につきましては、国の指導に基づき、被保険者が医療機関に支払われた医療費と保険者である市が医療機関に支払った医療費に違いがないかという確認や自らの健康について意識いただく機会となるよう実施しております。また、通知書には、接骨院や整骨院への適正な受診やジェネリック医薬品の利用促進、歯科検診の受診勧奨などについて記載しており、医療費の適正化に向けた啓発にも努めているところでございます。

診療報酬の審査体制につきましては、平成24年度に審査体制を充実・強化することとしており、今後、一層医療費の適正化に取り組んでまいります。

(意見・要望)

診療報酬請求のチェック体制についてですが、診療報酬明細書の審査は、国保連合会による1次審査、市としても2次審査として、専門的な知識を有する職員8名を約1440万円の予算額で配置、審査されており、その効果として、平成22年度決算では、約1万件、金額は約9600万円の過誤請求を発見しています。一方、約1600万円かけて、被保険者に対し医療費通知書を送付し、不正請求や過誤請求の発見件数はたったの数件です。そもそも医療費通知書の内容と、医療機関などの領収書に記載されている内容は同様であり、しかも、3、4か月も前の情報が記載されている、医療費通知書の作成や送付は税金の無駄、非効率な業務だと思います。医療費通知書を送付し続けても、医療機関への受診頻度、通院頻度の抑制や医療費の抑制につながるようにも思えませんので、医療費通知書の発行の廃止を検討するよう要望しておきます。また、診療報酬の過誤請求等のチェックという点では、医療費通知書の発行を廃止し、浮いた財源で診療報酬明細書の審査業務を行う専門職員を増やした方が、費用対効果が高いと思いますので、この点についても検討して頂きたいと要望しておきます。

【教育における学校・家庭・地域の役割について】

(質問)

教育における学校・家庭・地域の役割について伺います。教育は学校だけでなく、家庭・保護者、地域とも連携するとともに、協力して頂きながら、役割分担をして行っていくべきものと考えます。最近、特に学校現場や地域の方々の思いとして、もっと保護者の方々に積極的に子どもたちの教育に携わって欲しい、責任を持って欲しいという意識が強くなっているように感じます。そこで、伺いますが、教育委員会として、子どもたちに必要な教育の中で、学校で行われるべき(担うべき)こと、家庭・保護者が行うべきこと、地域に担って頂きたいことについて、それぞれ具体的にどのように考えておられるのでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

子どもの成長を社会全体で支援するため、学校教育活動を地域の方たちに支援していただく「学校地域連携ステーション」事業をはじめ、子どもたちの安心・安全に過ごせる居場所づくり、交流の場づくりなどの取り組みとして「すこやかネット」や「地域子ども教室」事業を進めております。これらの事業を進めていくためには、学校・家庭・地域の連携協力が不可欠であると考えておりますが、各事業を通じて「保護者の姿があまり見えてこない」という声が寄せられます。

ご質問にもありますように、学校・家庭・地域が、相互の信頼関係に基づく役割分担と連携を築くためには「保護者にいかに参加・参画していただくか」は大きな課題のひとつと認識しております。「こども未来プラン・とよなか後期計画」の基本的視点におきましては、社会全体による支援の視点として、「保護者が子育ての第一義的責任を有するとの基本認識のもと社会全体が協力する」と位置づけており、子どもの居場所づくりを推進する「放課後子どもプラン」におきましても、保護者の関わりを呼びかけております。

各事業におきましても、親子が参加できる、あるいは保護者も楽しむことができるプログラムにしたり、子どもたちの成果発表の場を提供したりすることで、まずは保護者が参加していただく工夫を凝らしております。また、学校運営や子どもたちの学習・生活状況等についての情報を家庭や地域に広く周知し開かれた学校づくりをさらに推進することで、学校・家庭・地域それぞれが主体性をもちながら役割分担、連携につながっていくものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(質問)

教育における学校・家庭・地域の役割について伺います。先程のご答弁で、子どもの成長を社会全体で支援するため、様々な事業を行っておられ、それらの事業を進めていくためには、学校・家庭・地域の連携協力が不可欠であるとの認識はお持ちであることが確認できました。また、社会全体による支援の視点として、保護者が子育ての第一義的責任を有するとの基本認識も示されました。

しかし、実際は、学校現場や地域の方々から「保護者の姿があまり見えてこない」との声が寄せられ、教育委員会としては、このことが大きな課題と認識されているわけです。

先程の答弁では明確な答えがありませんでしたが、きっちりと、学校・保護者・地域の役割、責務を明確化し、特に保護者に対してきっちりと役割、責任を果たして頂くようにしていかなければ、そういった課題の解消は難しく、そのツケや負担がますます、学校現場の先生方や地域の方々が増えることになるのです。

社会状況の変化や、生活様式や家族構成、地域環境が多様化しているとは言え、教育委員会として、子どもの学びや育ちに関して、もっと、明確に保護者の責務や役割を打ち出すべきではないかと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

教育における学校・家庭・地域の役割に関する再度のご質問にお答えします。

家庭教育力の低下が言われるなかで、すこやかネットなどを通して家庭教育に関する講演会を実施するなどの支援を進めております。一方で、子どもたちの育ちや学びを支えるためには、保護者としての役割も欠かせないものと考えます。

今後におきましても、保護者が参加・参画につながる取り組みを更に進めるとともに、保護者が社会全体で子どもを支える一員である意義や責務について、啓発、情報発信に努めてまいりますのでよろしくお願い致します。

(意見・要望)

教育における学校・家庭・地域の役割についてですが、先程のご答弁で教育委員会としても、「子どもたちの育ちや学びを支えるためには、保護者としての役割が欠かせないこと」、「保護者が社会全体で子どもを支える一員である意義や責務があること」を認識されていることが分かりました。

保護者の役割、意義や責務を、常日頃から、保護者と接している現場の先生方や地域の方々、面と向かって主張したり、求めることは難しいと思います。本来なら保護者が担うべきこと、家庭で行ってもらうべきことを、主張したり、求めたりできないことで、現場の先生方や地域の方々の負担や業務量が、どんどんと膨れ上がってきているのではないかと思います。

だからこそ、教育委員会が、そのような声を代弁する役割を担うべきではないかと思いますし、教育委員会は、そういった現場のサポート役として大きな存在意義を発揮すべきではないかと思います。是非、教育をはじめ、子どもの成長の担い手として保護者の方々にも一定の責務、役割があることを教育委員会が明示するとともに、保護者の方々に果たして頂くように求めていくべきではないかと意見しておきます。

【中学校給食について】

(質問)

中学校給食について伺います。豊中市は、中学校ではお弁当を基本としてきましたが、さまざまな事情によりお弁当の持参が困難な場合の支援として、昨年度から中学校ランチ事業をモデル的に実施しています。一方、昨年6月に大阪府は中学校給食の実施を推進するため中学校給食導入促進事業を提案されました。そのような背景の中、中学校給食のあり方を検討していく必要性から、昨年9月定例会で、中学校給食検討調査に350万円の補正予算が計上され可決されました。

中学校給食に対する教育委員会の検討状況や、中学校給食やスクールランチを実施している他市の状況調査の結果、さらには、昨年9月に可決され実施されてきた中学校給食検討調査の小中学校の児童生徒、保護者、教職員に対するアンケートや現在の中学校の施設状況の調査経過と結果を詳しく教えて下さい。また、昨年10月から中学校給食懇話会が設置され、議論を重ねられたかと思いますが、どのような意見が出され、どのような方向性でまとめが進んでいるのでしょうか。今年度中に中学校の給食についての方針を固める予定だと思うのですが、教育委員会の現在の中学校の給食に対する見解を教えてください。

<答弁>

中学校給食でございますが、他市の状況調査や、豊中市中学校給食懇話会のご意見を参考に検討をすすめております。

まず、他市の状況調査でございますが、お弁当との併用でランチルームを設置している市、小学校のような全員喫食を行っている市、民間事業者を活用したスクールランチ方式で実施している市の現地調査を行いました。

その結果としまして、ランチルームがある場合は、給食の運営がスムーズになる、喫食率も高くなる。スクールランチ方式では、給食の予約性が有効である。全員喫食では、設備だけでなく、運営面でも相当な負担が必要となってくることが得られました。

次に、豊中市中学校給食懇話会では、親と子のコミュニケーションやアレルギー対応などのお弁当の重要性や、新たな給食を実施した場合の財政負担や、給食費の未収金の発生などの課題などについてのご意見を頂いています。

現在、2月に実施しました、小、中学校の児童、生徒、保護者、中学校の教職員のアンケート結果の分析や中学校施設の現況調査をまとめております。その結果と豊中市中学校給食懇話会のご意見を参考に、平成23年度末までに教育委員会として最終方針をまとめてまいります。

最後に、教育委員会の現在の見解でございますが、事業実施につきましては、アレルギーなどの対応の点からお弁当との併用で、調理施設の確保から民間事業者を活用した、デリバリー方式を検討しております。

今後、最終方針にもとづいて、平成24年度は給食の導入に向けての検討を、平成25年度以後に大阪府の補助事業の活用もはかりながら、順次、施設整備を行い、施設の整ったところから中学校給食の開始を行ってまいりたいと考えております。

(質問)

中学校給食について伺います。教育委員会としては、お弁当との併用で、民間事業者を活用したデリバリー方式を検討しておられ、平成25年度以後に順次、施設整備を行って、中学校給食の開始をしていきたいとのことですが、民間事業者を活用したデリバリー方式のメリット及び、導入の目的や効果についてのご見解をお聞かせ下さい。また、デリバリー方式が、現在、7中でモデル実施されている中学校ランチと同じようなものとするなら、喫食率が高くなることは考えにくいのですが、どのようにお考えなのでしょうか。さらに、市全域でデリバリー方式を導入した場合、どの程度の喫食率を見込まれ、どの程度の喫食率であれば、導入の効果があつたと判断されるのでしょうか。

<答弁>

中学校給食でございますが、健康の保持増進や望ましい食習慣の育成などを目的として、栄養バランスのとれた給食の提供を民間事業者を活用したデリバリー方式で行うものです。

デリバリー方式は民間の調理場を活用することから、調理場を整備する必要がなく、配膳室の整備のみですむため、施設の設置場所や初期投資が最小限ですむことや、事業運営までの期間が短縮できるなどの効果があります。

中学校給食の導入にあたっては、大阪府の補助事業の期間が限られていることも大きな課題であることからデリバリー方式の検討を行っているものでございます。

次に喫食率については、他市調査にありました、事前予約制や給食費をコンビニや銀行でも支払いが出来るようにするなど、利便性の向上を図ることやお弁当箱の工夫で温かいおかずを提供するなど、おいしく食べられる工夫を行って喫食率の向上を図ってまいりたいと考えております。

喫食率の設定は、実施にあたっての今後の検討ではございますが、近隣市では20%でございますが、全国的には50%以上に達する事例もありますので、そういったところを目指してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

中学校給食についてですが、様々な調査や懇話会等の意見聴取に努められてきたことは評価をさせていただきます。今後は、現在、分析中の小、中学校の児童、生徒、保護者や教職員へのアンケート結果を十二分に考慮し、特に児童、生徒の視点に立って、児童、生徒の意見が出来る限り反映される形で、豊中市としての中学校給食のあり方を決めて頂きたいと要望しておきます。細部に関しては、委員会で審議させていただきますので、よろしく願いいたします。